

第4期日置市障がい者計画  
第6期日置市障がい福祉計画  
第2期日置市障がい児福祉計画

日 置 市



## はじめに

現在、日置市では約3,500人の方が障がい者手帳を所持しています。身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。また、指定難病の増加や発達障がい児の保護者の理解、早期気付き・早期支援の体制整備などにより、障害福祉サービスを利用する方は年々増加しております。

本市では、障害者基本法に基づき平成29年3月に策定しました「第3期日置市障がい者計画」、障害者総合支援法に基づき平成30年3月に策定しました「第5期日置市障がい福祉計画」「第1期日置市障がい児福祉計画」における「地域で生き、共に支え合う、交流のまちづくりの推進」という基本理念の下、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う共生社会の実現へ向けて取り組んでまいりました。

今回策定しました本計画は、それぞれの法律に基づきつつ計画を一本化し、障がいのある方への支援を総合的・一体的に進めるものであります。

障がいのある方が地域で安心・安全な生活を送ることができるように、一人ひとりのニーズに適した福祉サービスを提供するとともに、障がいの有無にかかわらず、共に支え合いながら暮らし、社会参加を促進する地域共生社会のまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様や計画策定に御尽力いただきました日置市障がい者計画等検討委員会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

日置市長 宮路高光

## 【目 次】

### 第1編 第4期日置市障がい者計画

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	8
4 計画の策定体制	8
5 計画の進行管理と点検・整備	9
第2章 障がい者を取り巻く日置市の状況	12
1 障がい者等の状況	12
第3章 基本の方針と施策の体系	14
1 基本理念	14
2 重点施策	15
3 施策の体系	16
第4章 施策の課題・目標と具体的な方策	18
1 重点施策1 『障がいに対する理解の促進』	18
2 重点施策2 『障がい者の社会参加の促進』	22
3 重点施策3 『選択可能な福祉サービスの充実』	26

## 第2編 第6期日置市障がい福祉計画・第2期日置市障がい児福祉計画

第1章 計画策定の趣旨	40
1 計画に係る法令の根拠及び計画期間	40
2 計画の基本的理念	41
3 本計画に定める事項	41
第2章 令和5年度の目標値の設定	43
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	43
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	44
3 福祉施設から一般就労への移行等	45
4 障害児支援の提供体制の整備等	47
5 相談支援体制の充実・強化等	48
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	48
第3章 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	49
1 訪問系サービス	49
2 日中活動系サービス	51
3 居住系サービス	58
4 相談支援	62
5 障害児通所等支援	64
6 発達障害者等に対する支援	70
7 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	72
8 相談支援体制の充実・強化のための取組	74
9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	74

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項	76
1 理解促進・啓発事業	76
2 自発的活動支援事業	76
3 相談支援事業	77
4 成年後見制度利用支援事業	79
5 成年後見制度法人後見支援事業	80
6 意思疎通支援事業	80
7 日常生活用具給付事業	82
8 手話奉仕員養成研修事業	83
9 移動支援事業	83
10 地域活動支援センター事業	84
11 日中一時支援事業	85
12 巡回支援専門員整備事業	86
13 スポーツ・レクリエーション教室開催等	87
14 点字・声の広報	87
15 自動車運転免許取得・自動車改造助成	88
第5章 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	90
1 障がい者計画等検討委員会	90
2 自立支援協議会	90
3 連携・協力	90
巻末資料	91
1 日置市障がい者計画等検討委員会委員名簿	92
2 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱	93

# 第1編 第4期日置市障がい者計画

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1 計画の趣旨・背景

### (1) 計画の趣旨

近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がいのある人の就労・雇用に関しては、障害者就労支援施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることや、雇用分野における障害者差別を禁止する措置が法整備により定められました。

また障がいのある人の虐待防止・早期発見の取り組みについても法整備による取り組みが行われています。

本市においても、市内の実情や障がいのある人を取り巻く環境に応じて「日置市障がい者計画」、「日置市障がい福祉計画」及び「日置市障がい児福祉計画」を策定し、各種施策を進めてきました。この度、これらの計画の計画期間が終了するにあたり、近年の障がいや障がいのある人における環境の変化に対応するとともに、アンケート調査等で障がいのある人や、関係団体などの意見を踏まえ、新たな計画を策定します。

### (2) 計画の背景

#### ①国の動向

#### 【条約】

##### ◆ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 26（2014）年 1 月 20 日批准

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている条約で、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。日本では、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准し、平成 26（2014）年 2 月 19 日から効力が発生しました。

#### 【法律】

##### ◆ 障害者基本法の改正

一部を除き平成 23（2011）年 8 月 5 日施行

平成 23（2011）年 8 月の改正では、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大、差別の禁止、合理的配慮の提供、教育や選挙における配慮等が規定されました。また、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を行う障害者制作委員会が設置されました。



◆ **障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定**

平成 24（2012）年 10 月 1 日施行

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

◆ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の制定**

平成 25（2013）年 4 月 1 日施行、一部平成 26（2014）年 4 月 1 日施行

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改称されました。障がい者の範囲に難病等が加わり、地域生活支援事業の追加、障害支援区分の創設等が行われました。

◆ **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正**

平成 26（2014）年 4 月 1 日施行

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者に対する責務規定の削除や医療保護入院における入院手続きの見直し等を目的に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

◆ **難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定**

平成 27（2015）年 1 月 1 日施行

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

◆ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定**

平成 28（2016）年 4 月 1 日施行

この法律では、「障害者基本法」に定められた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国、地方公共団体及び民間事業者における障がい者を理由とする差別的扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

◆ **障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正**

一部を除き平成 28（2016）年 4 月 1 日施行

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

◆ **発達障害者支援法の改正**

平成 28（2016）年 8 月 1 日施行

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般における支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

◆ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正**

一部を除き平成 30（2018）年 4 月 1 日施行

障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅を訪問して障がいのある児童の発達支援を提供できるサービスの新設、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援や障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画）などを目的に、「児童福祉法」が改正されました。

◆ **児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正**

平成 30（2018）年 4 月 2 日施行

児童に対する虐待の防止、早期発見、保護者等について定められ、平成 12（2000）年に制定、平成 16（2004）年 10 月、平成 20（2008）年 4 月に改正が行われました。今回の改正では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

◆ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定**

平成 30（2018）年 6 月 13 日施行

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備等が基本施策となっており、具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組の促進や、高い評価を受けた作品の販売等に関する支援が盛り込まれています。

◆ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正**

一部を除き平成 30（2018）年 11 月 1 日施行

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、更なる利用し易さ確保に向けた施策の充実等が盛り込まれています。

◆ **成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）の制定**

令和元（2019）年 12 月 1 日施行

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療を切れ目なく提供するため、医療、保健、教育及び普及啓発、記録の収集、調査研究等の施策を総合的に推進することを目的としています。

②国・鹿児島県・日置市の計画の変遷

年	法律等	国計画	鹿児島県計画	日置市計画
平成 18 年 (2006)	・障害者自立支援法の施行	障害者基本計画(第2次)	鹿児島県障害者計画	第1期日置市障がい者計画
平成 19 年 (2007)	・障害者権利条約署名			
平成 20 年 (2008)	・児童福祉法の改正、施行			
平成 21 年 (2009)				第2期日置市障がい者計画
平成 22 年 (2010)				
平成 23 年 (2011)	・障害者基本法の改正、施行			
平成 24 年 (2012)	・障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画(第3次)	鹿児島県障害者計画	第2期日置市障がい者計画
平成 25 年 (2013)	・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調査津推進法の施行			
平成 26 年 (2014)	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正、施行 ・障害者権利条約批准・発行			
平成 27 年 (2015)	・難病法の施行			第3期日置市障がい者計画
平成 28 年 (2016)	・障害者差別解消法の施行 ・障害者雇用促進法の改正、施行 ・成年後見制度利用促進法施行 ・発達障害者支援法の改正、施行			
平成 29 年 (2017)				
平成 30 年 (2018)	・障害者総合支援法の改正、施行 ・児童福祉法の改正、施行 ・児童虐待防止法の改正、施行	障害者基本計画(第4次)	鹿児島県障害者計画	第3期日置市障がい者計画
平成 31 年 (2019)	・成育基本法の施行			
令和 2 年 (2020)				次期計画
令和 3 年 (2021)				
令和 4 年 (2022)				次期計画
令和 5 年 (2023)				

### ③日置市の計画の変遷

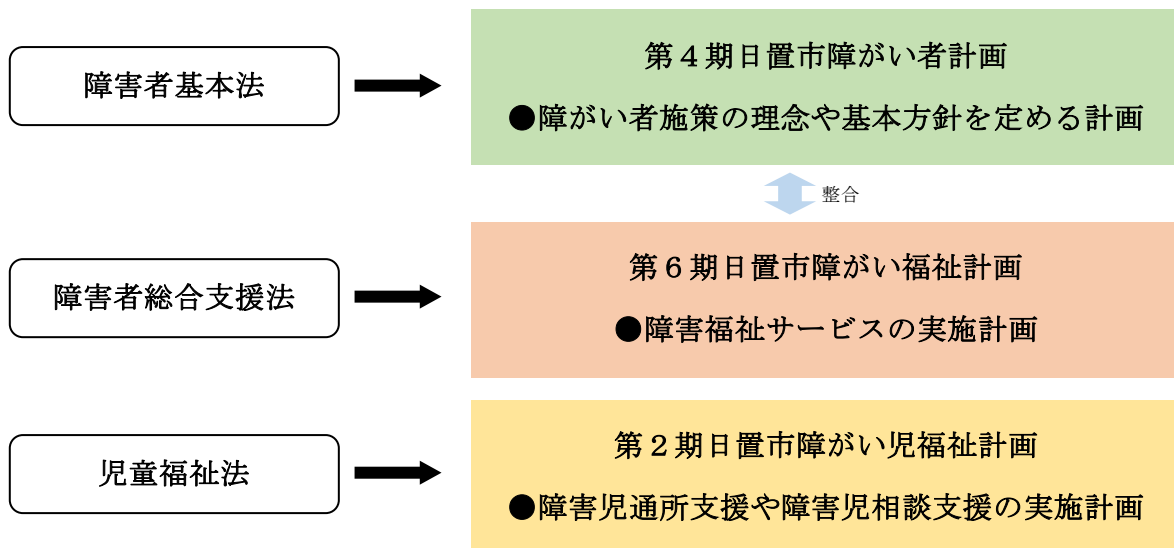
「日置市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的な計画です。

(障害者基本法抜粋)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障がいのある人への支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、「日置市障がい者計画」「日置市障がい福祉計画」「日置市障がい児福祉計画」の3計画は整合を図ったものとします。

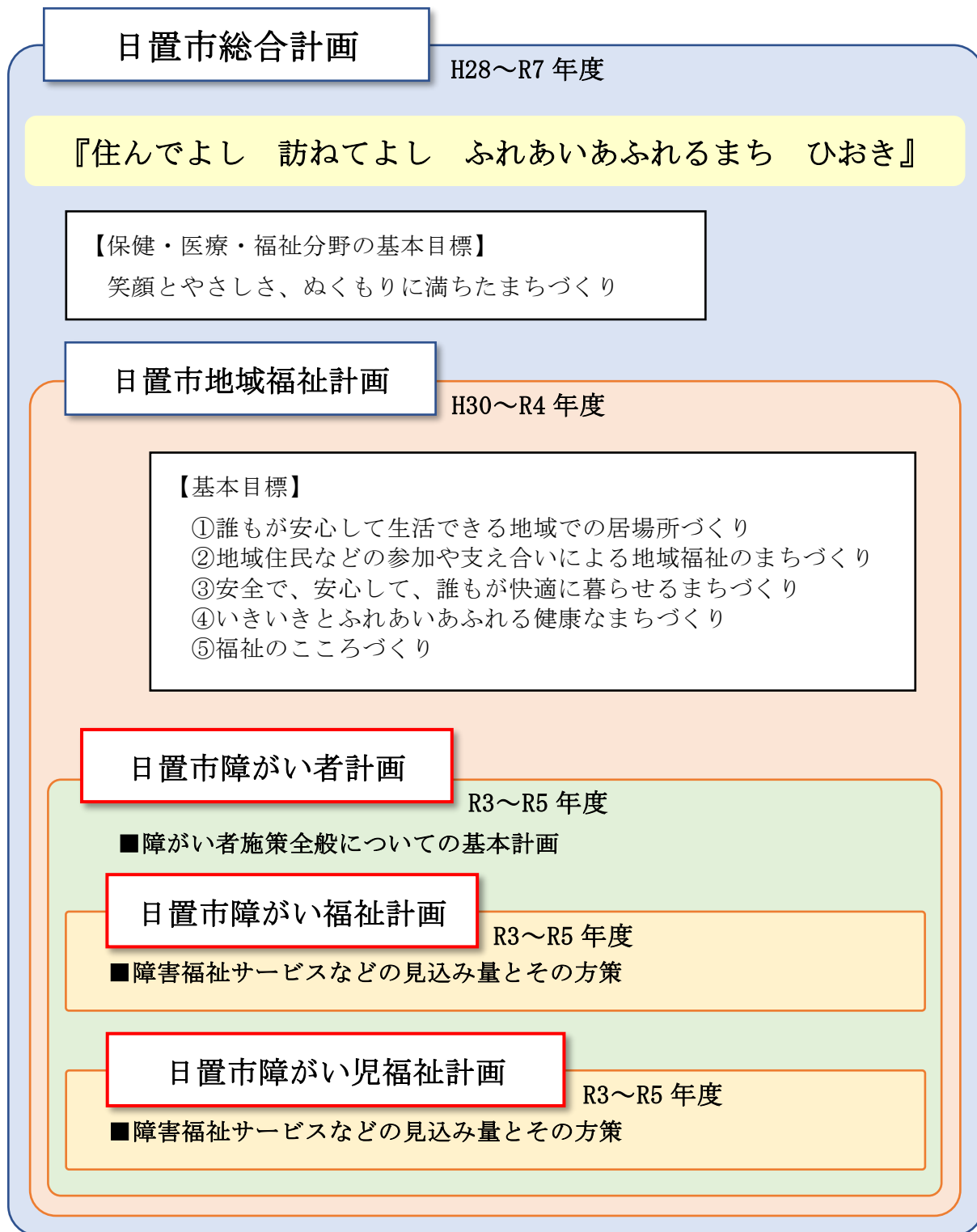


「日置市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「日置市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援や障害児相談支援の必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

## 2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「第4期日置市障がい者計画・第6期日置市障がい福祉計画・第2期日置市障がい児福祉計画」の実現に向けて、「第2次日置市総合計画」や「第2期日置市地域福祉計画」を上位計画とし、「日置市子ども・子育て支援事業計画」等個別計画と連携します。



### 3 計画の期間

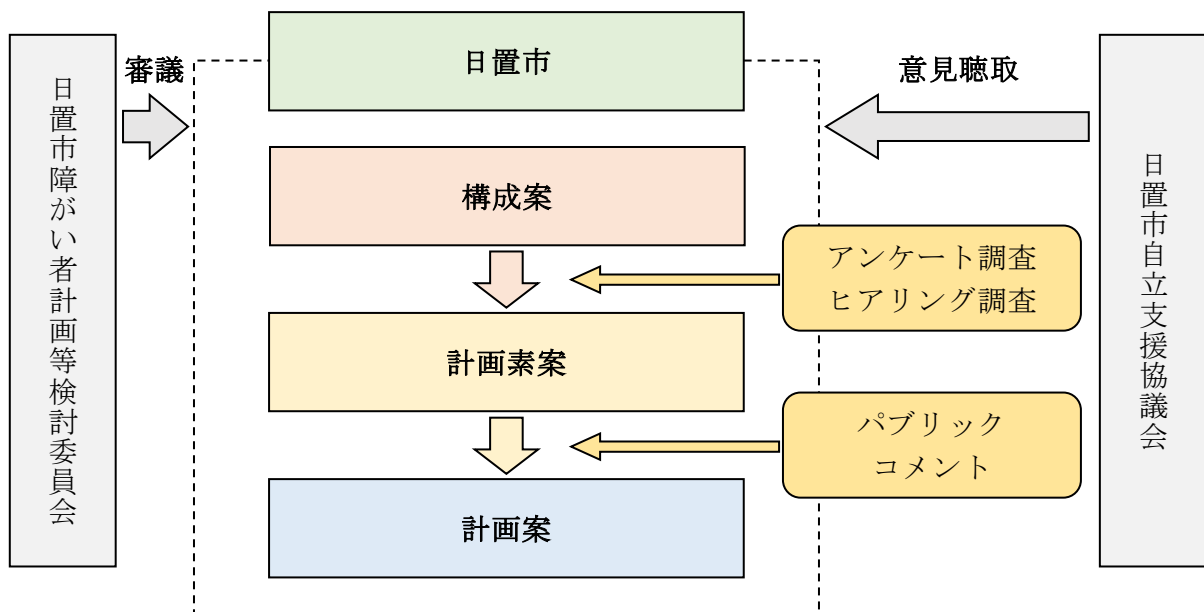
本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、今までは「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を別々に策定を行っていましたが、今後は本計画において両計画を一体化した計画として策定します。

	平成					令和						
	28	29	30	31 1	2	3	4	5	6	7	8	
障がい者計画	→					→			→			
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	→		→			→			→			

### 4 計画の策定体制

本計画は、市内の当事者団体や市民委員等の参加による「日置市障がい者計画等検討委員会」による審議を経て策定されました。また、市民を対象とした「アンケート調査」を行いました。計画案がまとまった段階においては、「パブリックコメント」を実施しており、市民や当事者の声を生かした計画となっています。



## 5 計画の進行管理と点検・整備

### ① 市民参加による計画の推進

障がい福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、さらに市民の参加が不可欠です。

本計画の目標達成に向けて、市の実情に即したより効果的な施策の展開を図るため、市民、事業者、ボランティア、NPO、関係機関の理解と協力により、地域ぐるみで計画の推進に努めます。

### ② 障がい者自身等の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

### ③ 庁内推進体制の充実

障がい福祉施策は、様々な分野にまたがるため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障がい福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

### ④ 国・県との連携

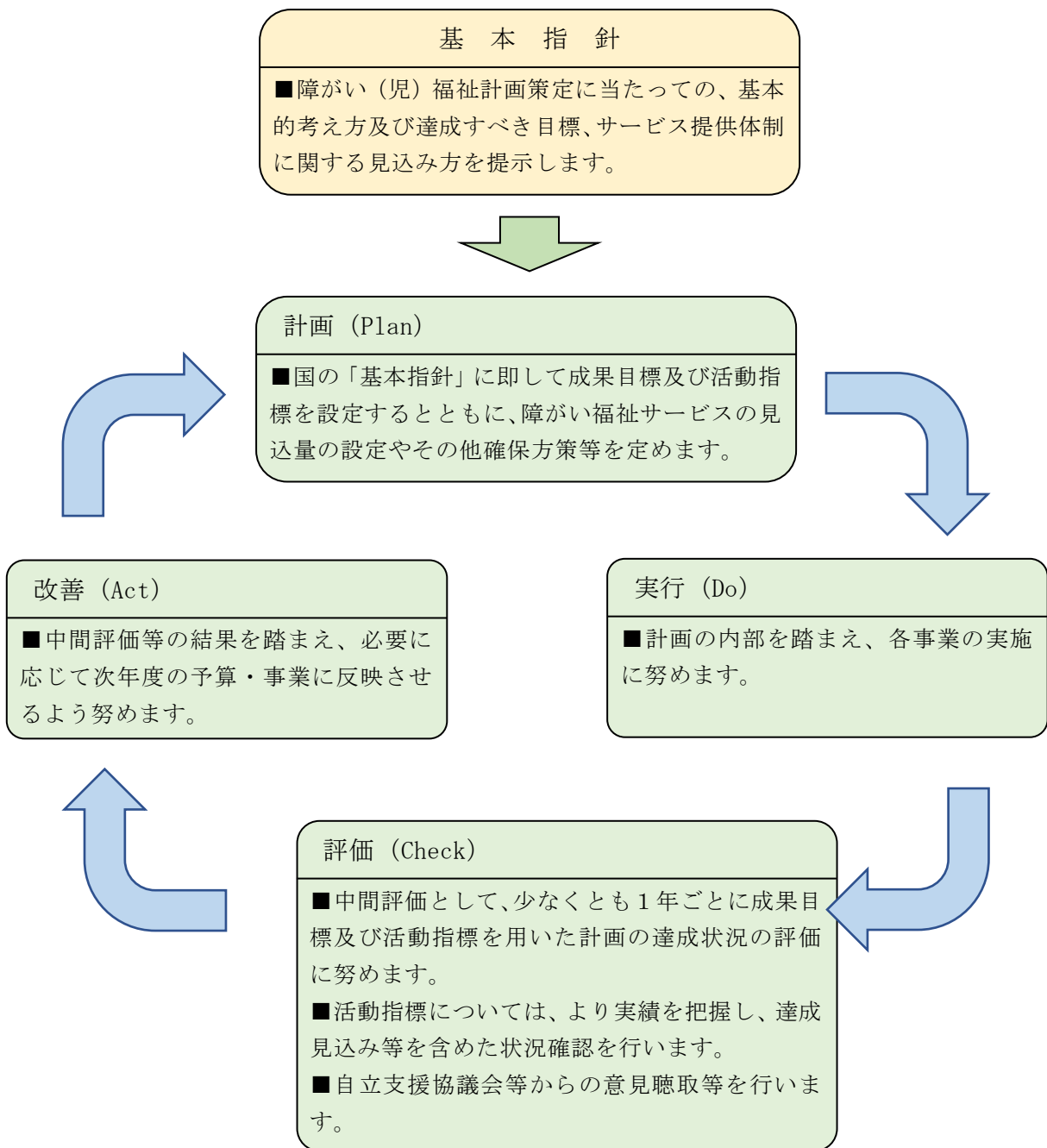
住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

### ⑤ 計画の評価・管理

各計画は、いわゆるPDCAサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直し、その他の必要な措置を講じます。

各計画において、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

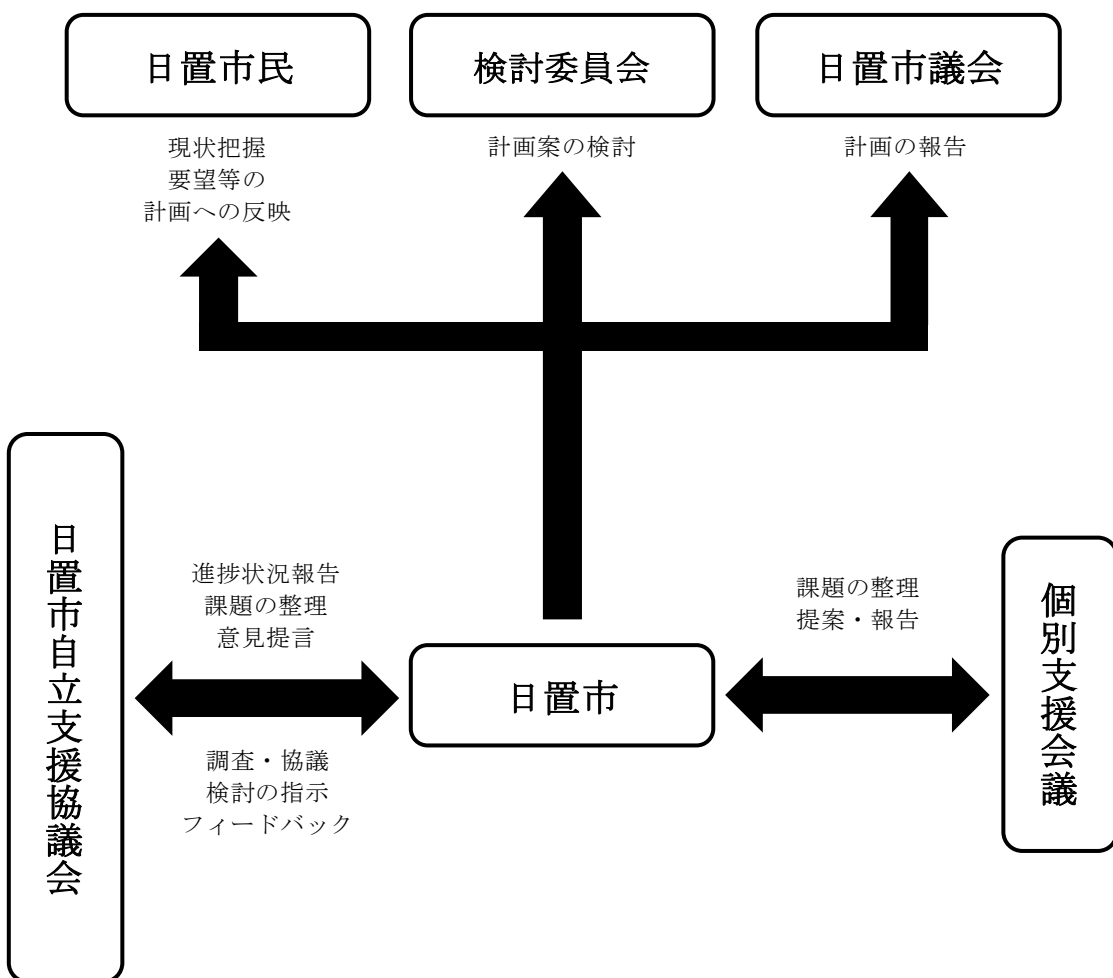




⑥ 自立支援協議会の充実

計画の確実な実施を図るとともに、市の施策に障がい者や家族等の意見を反映させるため、当事者である障がい者やその家族・民生委員・児童委員・関係機関や関係団体等をメンバーとする「自立支援協議会」を充実することとします。

同協議会は、主に障がい者施策の推進に関する助言を行います。市は、P D C Aサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況などについて、点検、評価を行う機関と位置付け、個別の施策にあたっては、同協議会に意見を求め、反映させるように努めます。



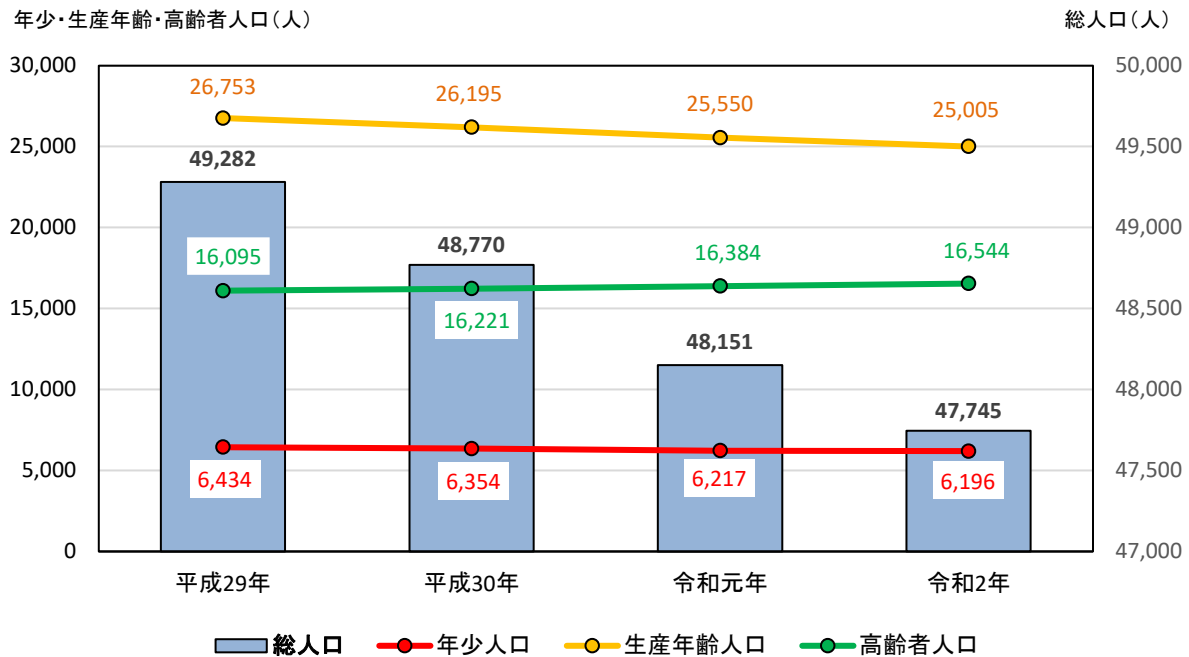
## 第2章 障がい者を取り巻く日置市の状況

### 1 障がい者等の状況

#### (1) 総人口と3区分別人口

人口については、平成29年から令和2年にかけて、人口の減少が続いています。

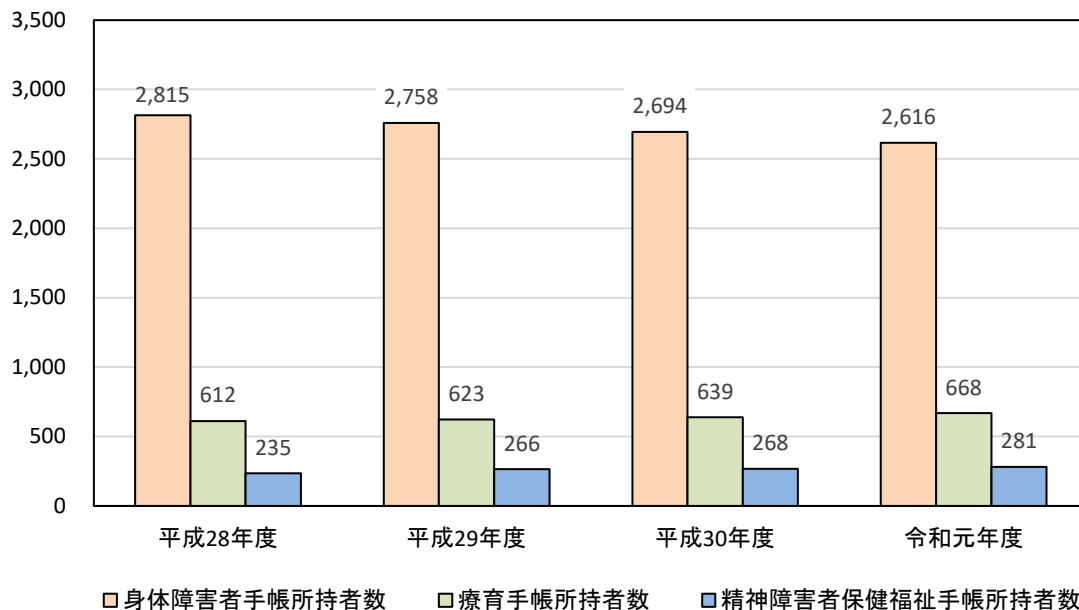
また、年少人口および生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は増加傾向にあります。



#### (2) 障がい者手帳所持者

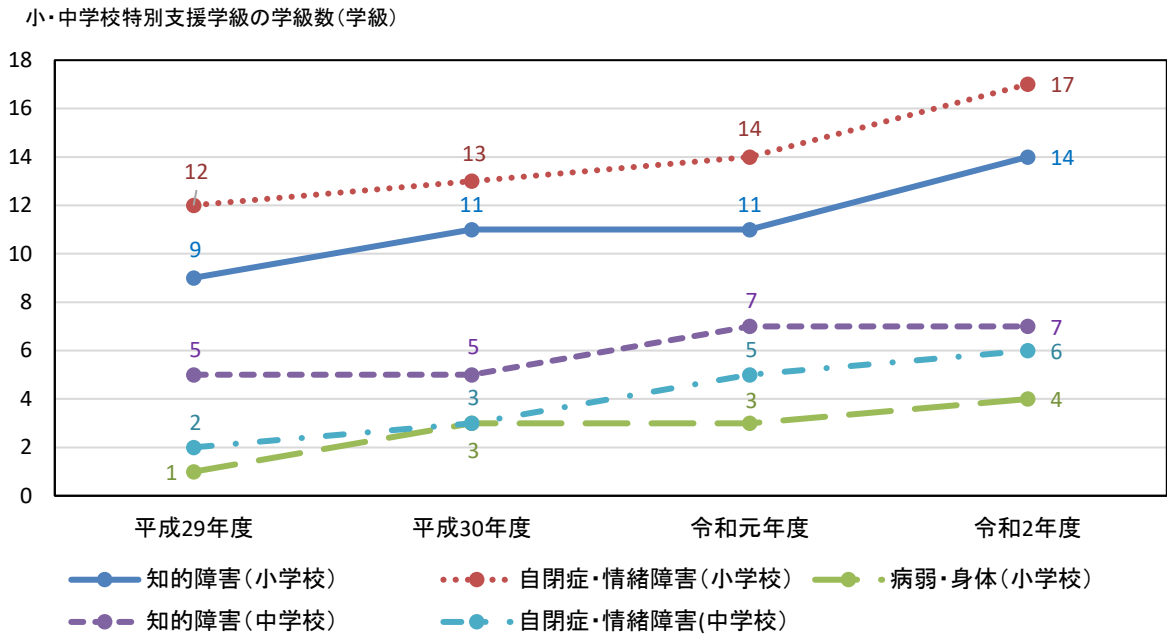
障がい者手帳所持者数については、「身体障害者手帳所持者」は減少傾向となっており、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向がみられます。

各障害手帳所持者数(人)



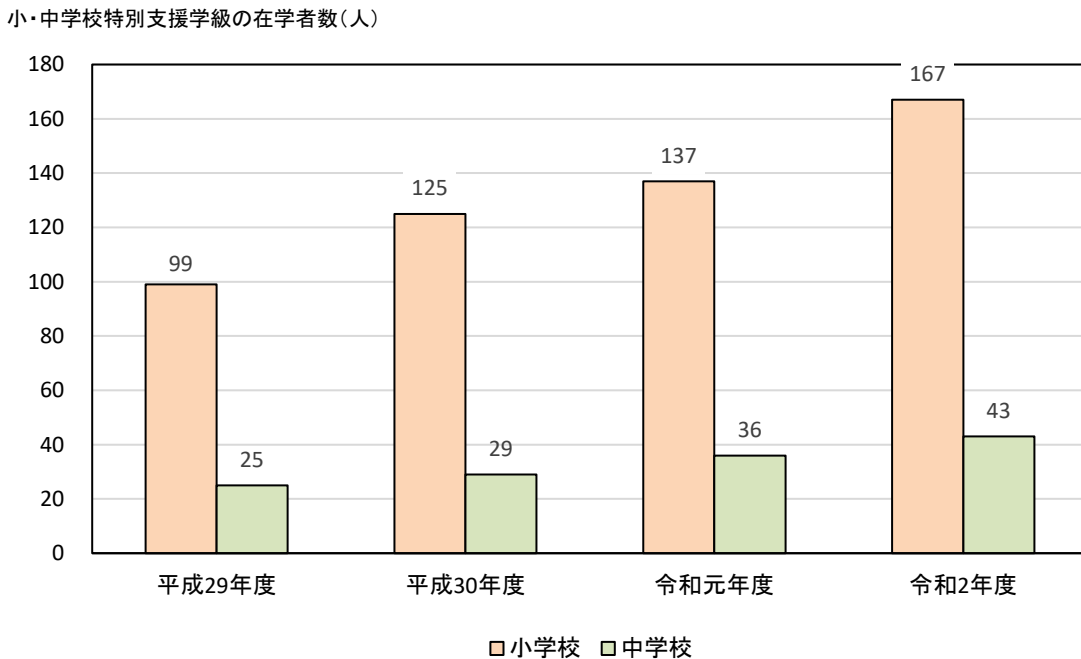
②小・中学校特別支援学級の学級数（小学校・中学校別、障害別）

特別支援学級の学級数については、全ての学級において増加傾向がみられ、特にここ数年で小学校の「知的障害、自閉症・情緒障害」が5学級増加するなどの変化がみられています。



③小・中学校特別支援学級の在級者数（小学校・中学校別）

特別支援学級の在学者数については、令和2年度で小学校が167人、中学校が43人と共に平成29年度対比で1.7倍も増加しており、今後さらなる増加が見込まれます。



## 第3章 基本の方針と施策の体系

### 1 基本理念

国は、障がい者に対する施策を講じる際「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしています。その理念にのっとり、「障害者総合支援法」をはじめ、「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」などに基づく施策が展開されています。

鹿児島県が策定した「第5期障害福祉計画」では、計画の基本理念として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害児の健やかな育成のための発達支援」を掲げています。

日置市においては国や県の動静を踏まえ、この計画の基本理念として、『地域で生き、共に支え合うまちづくり』とし、障がいの有無に関わらず、共に支え合いながら暮らし、社会参加を促進する『地域共生社会』のまちづくりを目指します。

特に、平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」に拠り、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に対する認識が、市民のみならず社会全体に浸透するように啓発・広報に取り組みます。また、障がいのある方にとって安全で住みよいまちづくりを実現し、公共施設の改修やバリアフリー化等の推進に努めます。

#### 基本理念

『地域で生き、共に支え合うまちづくり』

#### (基本理念設定の考え方)

- 障がいのある方が、社会の構成員としてあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合えるよう支援します。
- 障がいのある方が、自宅や地域に根ざした福祉施設において生活し、人格と個性を尊重し合い、地域住民とお互いに助け合い、交流を深めることで、充実した生活を送れる地域共生社会を目指します。
- 障がいのある方が、地域で安心・安全な生活ができるように、一人ひとりのニーズに適した福祉サービスを提供するとともに、障がい者が支えられるだけでなく、障がいのない方と共に支え合うことにより、安全で住みよいまちづくりに取り組みます。

## 2 重点施策

基本理念の実現に向けて、具体的施策を展開する必要があります。

そこで、基本理念の計画的な実現に向けて重点的に取り組むべき施策を抽出し、障がい者などの福祉を推進します。

### 重点施策1 障がいに対する理解の促進

障がいに対する理解は徐々に進んできていますが、障がい者への差別や虐待は今もなお発生しています。障がい者を特別視せず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念を実現させるため、家庭や地域、学校、社会において子どもから大人まで市民すべてが互いに尊重し、障がいへの正しい理解を深めるために取り組みます。

### 重点施策2 障がい者の社会参加の促進

障がい者の、地域やNPO等の団体での活動、企業もしくは個人での就業といった社会参加を推進するために、「就職に関する情報の提供」や「就職相談」、「ICTの活用」による各種生活の利便性の向上を図り、仕事やその他の各種社会参加活動の機会が得られるようにします。

### 重点施策3 選択可能な福祉サービスの充実

障がい者などが住み慣れた地域を拠点として安心・安全に生活していくために、本人の意向に即した充実した生活を送ることができるよう、自己決定を基本に一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供や福祉器具の提供など、福祉サービスの選択肢を充実させ、地域生活への自立・移行や継続して生活するための支援を推進します。

### 3 施策の体系

基本理念	重点施策	分野別施策	具体的事業
地域で生き、共に支え合うまちづくり	<p>○重点施策1 『障がいに対する理解の促進』</p>	<p>1 権利の擁護 ※ (14) 消費者としての障がい者の保護 ※ (15) 選挙などにおける配慮</p> <p>2 虐待の防止</p> <p>3 啓発・広報</p>	<p>成年後見制度利用支援事業 自立支援協議会 (権利擁護部会・差別解消支援地域協議会) 消費生活相談 福祉サービス利用援助事業 日置市障がい者等基幹相談支援センター 日置市子ども支援センター 子育て世代包括支援センター 子ども家庭総合支援拠点 障害者等相談支援事業 障がい者福祉大会 障害者相談員設置事業 地域包括支援センター</p>
	<p>○重点施策2 『障がい者の社会参加の促進』</p>	<p>1 就労のための支援 ※ (2) 年金等、(6) 雇用の促進等</p> <p>2 スポーツ・レクリエーションなどの振興 ※ (12) 文化的諸条件の整備等</p> <p>3 情報バリアフリー化の促進 ※ (9) 情報の利用におけるバリアフリー化等</p> <p>4 障がい福祉関係団体の支援</p>	<p>自立支援協議会(就労支援部会) 障がい者の職場実習 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 社会体育施設・社会教育施設の利用料無料化、軽減化 意思疎通支援事業 奉仕員養成研修事業 手話通訳者設置事業 身体障害者協会活動事業補助金</p>
	<p>○重点施策3 『選択可能な福祉サービスの充実』</p>	<p>1 生活の場の拡充 ※ (7) 住宅の確保</p> <p>2 保健、介護等による支援 ※ (1) 医療、介護等</p> <p>3 障がい児支援の充実 ※ (3) 教育、(4) 療育 ※ (11) 経済的負担の軽減</p> <p>4 相談支援体制の充実 ※ (5) 職業相談等、(10) 相談等</p> <p>5 防災・防犯体制の充実 ※ (13) 防災及び防犯</p> <p>6 生活環境の充実 ※ (8) 公共的施設のバリアフリー化</p>	<p>障害福祉サービス グループホーム利用の家賃補助 自立支援協議会(地域移行支援部会) 緊急通報体制整備事業 障がい児通所支援事業 自立支援協議会(子ども支援部会) 地域子育て支援センター 自立支援協議会(相談支援部会) 聴覚障害者への情報提供 福祉避難所の開設 移動支援事業 地域包括支援センター</p>

※分野別施策内の「※」は、障害者基本法の基本的施策です。

## 障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年 8 月公布）

### 総則関係

#### ①【目的規定の見直し】

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現する。

#### ②障がい者の定義の見直し

#### ③地域社会における共生など

#### ④差別の禁止

#### ⑤国際的協調

#### ⑥国民の理解／国民の責務

#### ⑦施策の基本方針

### 基本的施策関係

(1) 医療、介護等

(2) 年金等

(3) 教育

(4) 療育

(5) 職業相談等

(6) 雇用の促進等

(7) 住宅の確保

(8) 公共的施設のバリアフリー化

(9) 情報の利用におけるバリアフリー化

(10) 経済的負担の軽減

(11) 相談等

(12) 文化的諸条件の整備等

(13) 防災及び防犯

(14) 消費者としての障害者の保護

(15) 選挙などにおける配慮

(16) 司法手続きにおける配慮等

(17) 国際協力



## 第4章 施策の課題・目標と具体的な方策

### 1 重点施策1 『障がいに対する理解の促進』

#### (1) 権利の擁護

##### ① 施策の現状・課題・目標

###### 現状・課題など

知的障害や精神障害により判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営むために、成年後見制度や消費者教育啓発について、市広報誌や啓発チラシの配布、行政防災無線での呼びかけ、出前講座の実施による理解・啓発活動を行っています。

しかし、アンケート結果では成年後見制度を「利用したことがある」と回答した方は1.2%にとどまり、「制度の内容を知らない」と回答した方が58.9%となっています。

差別や偏見に対してのアンケートでは、全体の約2割の人が外出先や学校・職場、地域でいやな思いを経験しているという結果が出ており、潜在的なものがあると思われます。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により不当な差別的取り扱いの禁止、障がいのある方への合理的な配慮の提供が求められるようになりました。障がいのある方が差別・偏見を経験することのないように学校や職場、地域住民へのさらなる周知が必要です。

障がいのある方は、障がいのない方と同様に意志決定の権利を有するかけがえのない個人です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれます。

障がいの種類によって意思決定が困難な方についても、日常生活や社会生活等に関して自分自身の意志が反映された生活を送ることが可能となるような支援が必要です。本人の意志を理解する代弁者や相談員等による意思決定の支援が重要となります。

#### 事業目標

- 市民や事業者に向けて成年後見制度の研修会を実施します
- 消費生活相談員と連携し、障がいのある方の消費生活の安定と向上に努めます
- 障害者差別解消法の普及に努めます

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
成年後見制度利用支援事業	知的障害・精神障害があり判断能力が不十分な人について、障害福祉サービス利用契約の締結やその他生活に必要な支援をする成年後見の申立に必要な経費・後見人の報酬の補助を行う事業に取り組みます。	福祉課
消費生活相談 消費者教育啓発事業	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口に寄せられる相談は年々複雑かつ多様化してきていることから、消費生活相談の一層の充実を図り、市民の消費生活の安定と向上に努めます。また、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法など日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行います。	商工観光課
自立支援協議会（権利擁護部会・差別解消支援域協議会）	関係機関と連携して、障がい者への虐待や差別など、権利擁護についての周知啓発、事例の検討、支援体制の構築等について協議・提案を行います。また、障害者差別解消法による合理的配慮等について関係機関へ周知、啓発を行い、障がいに対する理解、促進を図ります。	福祉課

※その他の事業所等において以下の事業を実施しています。

事業名	内容	所管
福祉サービス利用援助事業	知的障害や精神障害などにより判断能力が十分でない方々に対して、地域で自立した生活が送られるよう権利を擁護する事業です。	市社会福祉協議会

## （2）虐待の防止

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

障がいのある方に対する入所施設やグループホーム内での暴力行為、金銭の搾取など、障がいのある方が深刻な被害を受ける事件が大きな社会問題になっています。また、幼少期の児童虐待、家庭内暴力など、身体のみならず心の問題が社会問題化しており、対応が急がれます。

国においては、既に児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法などが制定されており、平成30年には「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の改正が行われ、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

市では虐待の早期発見や迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、日置市障がい者等基幹相談支援センターを虐待防止センターと位置付けており、虐待の通報があった場合、関係機関と連携し施設や家庭内での事実確認を行っています。虐待認定を受けた施設等については改善計画書の提出を求めるなど再発防止に努めています。

「(1) 権利の擁護」でも示しましたが、障がいのある方への差別・偏見などは外出先や学校・職場、地域で潜在的なものがあるという結果が出ており、障がいに対する理解が十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、虐待後の対応のみならず、虐待防止について、市民や各事業所への啓発・広報や相談体制の充実化を図り、障がいのある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待の再発防止などが求められます。

## 事業目標

○市民や事業者に対して虐待防止に関する啓発・広報や相談体制の充実化を図ります

### ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
日置市障がい者等基幹相談支援センター	相談支援事業に加え、障がい者などの虐待の通報や防止のための広報、その他の啓発活動を実施し、虐待を受けた障がい者の保護についても必要な相談・助言などを行ないます。	福祉課
日置市子ども支援センター	日置市の教育、保健、福祉の部署が連携し、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、子育て中の保護者並びに教員、保育士に効果的な支援を行ないます。	学校教育課
子育て世代包括支援センター	保健師、社会福祉士、助産師等による、産み育てることの相談体制の充実と窓口の一元化を進め、個々のケースに寄り添った支援を図ります。	福祉課 健康保険課

### (3) 啓発・広報

#### ①施策の現状・課題・目標

##### 現状・課題など

すべての人々が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するためには、行政が各種施策を実施していただくだけではなく、地域を構成するすべての人々が障がいに対して十分な理解と認識を深めることが大切です。

市では各相談支援事業所や日置市直営の障がい者等基幹相談支援センターにより日置市内の障がいのある方やその家族等の相談支援を実施しています。また、身体・知的障害者相談員を設置し、障がいのある方がより身近に相談できる環境づくりを行っていますが、アンケート結果からわかるように外出先や学校・職場、地域社会での偏見や差別は存在しており、また、障害福祉サービス等の支援には認知度の低い制度もあります。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の周知はもちろんですが、すべての方に「障がい」について理解を深めていただけるよう自立支援協議会の組織等を活用しながら周知を進めていく必要があります。

令和元年度には、障がいへの理解や配慮について周知することを目的とした「障がい者福祉大会」を開催し、障がい者のステージイベントや活動発表、講演、就労支援施設の紹介、障がい者の一般就労に向けた就労相談会などが行われました。今後においては新型コロナウイルスによる影響も考慮し、新しい生活様式に対応した柔軟な対応を検討し、継続して定期的な開催と周知啓発に努めます。

## 事業目標

- 障がいに対する理解促進を図るため定期的に障がい者福祉大会を開催します
- 自立支援協議会を通して、市民や事業所に対し障がいのある方への配慮について周知を図ります

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
障害者等相談支援事業	障がい児の保護者または障がい者などの介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置することで、障がい者などの福祉の増進を図ります。	福祉課
日置市障がい者等基幹相談支援センター	相談支援専門員や巡回支援専門員等を配置し、相談支援についての啓発・広報を行います。	福祉課

自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるため、必要な事項については、関係機関などに対し提言や提案を行ないます。	福祉課
障がい者福祉大会	障がいに対する理解促進を図り、障がいのある方の日常生活と社会参加を促進します。	福祉課

## 2 重点施策2 『障がい者の社会参加の促進』

### (1) 就労のための支援

#### ①施策の現状・課題・目標

##### 現状・課題など

障がい者就労支援施策の充実や障がいのある方の就労意欲が高まっている中、その適性と能力に応じて仕事に就き社会活動に参加することは、障がいのある方が地域社会において、自立して生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

仕事をする際の配慮についてのアンケート結果では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「賃金・工賃の向上」が上位であり、障がいについての職場の理解などが欠かせないということがわかります。

平成 26 年度からは就労継続支援等の障害福祉サービス利用者全員についてサービス等利用計画を作成し定期的なモニタリングを行うことで、その方の特性に応じ、その能力を最大限発揮できるよう関係機関が連携する仕組みとなっています。市では企業や市役所での職場実習を進めており、障がいのある方の特性と能力に応じた仕事へのアプローチを共有するため、自立支援協議会（就労支援部会）を開催しています。部会ではハローワークや障害者就業・生活支援センター等とも連携しながら一般就労の実現と働き方に向けた障がいの理解促進を目指しています。

今後においては、企業側のニーズと障がいのある方のニーズのミスマッチを軽減しながら働く場の機会や提供を行うため、障がい者福祉大会等において就労相談会を定期的に実施するなどさらなる支援が必要と考えています。

##### 事業目標

- 自立支援協議会（就労支援部会）により、障がい者の働き方について検討します
- 職場実習を通して企業の理解を深めます
- 障がい者福祉大会による就労相談会を定期的に開催し、働く場の機会を提供します

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
自立支援協議会(就労支援部会)	関係機関と連携して、障がい者の就労に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
障がい者の職場実習	日置市役所や一般企業において職場実習を実施し、障がい者の社会参加及び社会の理解促進を図ります。	福祉課
障害福祉サービス	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
障がい者福祉大会（再掲）	障がいに対する理解促進を図り、障がいのある方の日常生活と社会参加を促進します。	福祉課

## (2) スポーツ・レクリエーションなどの振興

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある方の社会参加の促進や生活を豊かにする上で極めて重要であり、また、体力の向上、健康増進の観点からも大きな意義があります。

市では障がい者スポーツの普及と社会参加を促進するため、障がいのある方への体育施設利用料減免を行っています。また、日置市身体障害者協会へ委託し、スポーツ大会やグラウンドゴルフ大会を開催していますが、参加者の減少や高齢化により継続そのものが危ぶまれているため、参加者の増加や日常的にスポーツに親しむ機会を増やせるよう情報提供の方法についても検討を行う必要があります。

国においてはスポーツ基本法などの施行により、「障がい者が積極的にスポーツを行うことができるよう配慮しつつ推進されなければならない」とされており、今後においては、障がいのある方もない方も共に楽しめる環境の整備や機会について、県が開催するスポーツ教室等のアナウンスについて広報の機会を増やすなどを検討する必要があります。

#### 事業目標

- 社会体育施設、社会教育施設利用料の減免を行い、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます
- 障がい福祉関係団体によるスポーツ大会等の活動に対して支援します
- 障がいのある方もない方もスポーツを楽しめる機会について検討します

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供します。また、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会、運動会等を開催し、することにより、障がい者の福祉の向上を図ります。	福祉課
社会体育施設・社会教育施設の利用料無料化、軽減化	障がい者などの社会参加を促進するため、社会教育・社会体育施設の利用料を減免します。市内居住の障がい者については利用料を全額免除、市外居住の障がい者については、利用料の2分の1を免除します。	社会教育課

## (3) 情報バリアフリー化の促進

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

インターネットや携帯電話の普及で情報化は急速に進展しています。国でも障害者基本法において、障がいのある方などが、円滑に情報を取得・利用し、意志を表示し、他人との意思疎通を図ることができるように、仲介する方の養成及び派遣などを講じることとされています（法第22条）。情報バリアフリー化を進めることで、障がいのある方の生活の充実や社会参加の促進を図ることが必要です。

市では、障がいのある方が円滑に情報収集やコミュニケーションがとれるように手話通訳の派遣や広報誌の点訳・音声訳を実施しています。また、市役所に用務のある聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある方の意思疎通を円滑にするため本庁に手話奉仕員を設置しています。

今後においては、各支所、公共施設でも手話通訳を行えるよう、遠隔地情報支援システムによる意思疎通についての検討や、手話通訳に関する制度の周知、夜間緊急時の対応についても検討します。また、地域での生活や災害時に対応できるよう登録している手話奉仕員養成講座受講後の希望者について、地域で活躍できる活動内容や仕組みづくりについても引き続き検討します。

#### 事業目標

- 手話通訳者を活用した遠隔地情報支援システム導入の必要性について検討します
- 登録している点訳・音声訳及び手話奉仕員の対応や活動内容について検討します

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者などの派遣を行うことにより、聴覚障害者などの福祉の向上を図ります。	福祉課
日常生活用具給付事業	重度障害者などに対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
奉仕員養成研修事業	視覚障害者または聴覚障害者などとの交流活動、市の広報活動など手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成を行うことにより、視覚障害者または聴覚障害者などの福祉の向上を図ります。	福祉課
点字・声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な視覚障害者などに、点訳、音声訳その他わかりやすい方法による情報を定期的に提供することにより、視覚障害者の福祉の向上を図ります。	福祉課
聴覚障がい者への情報提供	聴覚障害者に対し、防災行政無線による放送内容をファクシミリ及び電子メールによって情報提供することにより、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。	総務課 福祉課
手話通訳者設置事業	市役所に用務のある聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通を円滑にするために手話通訳者を設置します。	福祉課

## （４）障がい福祉関係団体の支援

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

障がいのある方が抱える様々なニーズに対し支援をするためには、行政の施策はもちろんですが、障がいに対する理解を深め、差別・偏見のない地域社会、まちづくりが重要です。そのためには自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア、NPO法人などによる活動や近隣住民同士の助け合いなど、それぞれの立場、役割により連携していくことが求められます。

市では自治会長や民生委員・児童委員などへ障がいのある方が対象となる制度の周知を行っています。また、近年本市においても増加している障害福祉サービス事業所や児童通所支援事業所、相談支援事業所の支援者に対して日置市の取組について定期的に説明する機会を設けています。

障がい福祉関係団体への支援としては、日置市身体障害者協会へ補助金交付や活動支援を行い、地域で支え合う仕組みづくりを推進しています。また、日置市手をつなぐ育成会については今後も活動支援を継続します。



## 事業目標

○障がい福祉関係団体への補助金交付や活動への支援を行います

### ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
身体障害者協会活動事業補助金	日置市内の身体障害者の親睦を図り、社会経済活動に参加できるよう、日置市身体障害者協会に補助金を交付することで、福祉の増進を図ります。	福祉課
手をつなぐ育成会活動支援	手をつなぐ育成会の開催する研修会や行事への参加など活動の支援を行います。	福祉課

## 3 重点施策3 『選択可能な福祉サービスの充実』

### (1) 生活の場の拡充

#### ①施策の現状・課題・目標

##### 現状・課題など

障がいのある方が地域社会で生活を営むためには、食事や住宅の確保など安心して過ごせる生活の場が必要となります。

市では障がいのある方の意志を尊重し、希望する生活を送るため、その方にあった障害福祉サービスの提供を行っており、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるようにグループホーム利用の家賃補助を行っています。また、障がいのある方の社会参加を促すために創作的活動や生産活動、社会との交流を実施できる地域活動支援センター事業を市内外6事業所に委託しています。

自立支援協議会では平成27年度に地域移行支援部会を設立し、施設入所者や精神科病院等から地域生活への移行について課題等を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じ、地域資源を活かした体制整備を協議しています。

平成28年度から開始された在宅重度心身障害児の家族支援事業では、障がいのある方の福祉の向上だけでなく、介助者の看護・介護の負担軽減を図っています。

## 事業目標

○障がいのある方の意志を尊重した障害福祉サービスの提供を行います

○自立支援協議会（地域移行支援部会）を通して地域生活移行について課題を共有し、必要に応じてケース会議を実施します

②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
グループホーム利用の家賃補助	グループホームの家賃について、障がい者の地域移行をさらに進めるため、一定額を助成します。	福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者などの地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与することにより、障がい者などの地域生活支援の促進を図ります。	福祉課
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室などにおいて、障がい者などに活動の場を提供し、一時的な見守りなどの必要な支援を行います。	福祉課
特別障害者手当等給付事業	重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常に介護が必要な方に対して手当を支給します。	福祉課
食の自立支援事業	在宅のひとり暮らし、もしくは虚弱な高齢者または障がい者に食関連サービスの利用調整を行い、計画的な「食」の自立支援事業を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図り、高齢者などの在宅での自立した生活の支援や地域との交流、安否の確認など在宅福祉の推進を図ります。	福祉課
成年後見制度利用支援事業（再掲）	知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な方々を法律的に保護します。成年後見制度を円滑に利用するため、申立費用などを助成する事業に取り組みます。	福祉課
自立支援協議会（地域移行支援部会）	関係機関と連携して、障がい者の地域での生活に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援事業	在宅の重度心身障害児を持つ家族に対して訪問看護師が看護を行うための経費の助成を行い、看護や介護の負担軽減となるように支援します。	福祉課

## (2) 保健、介護等による支援

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

障がいの原因となる疾病などの予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診断などによる疾病の早期発見、早期治療、療育の指導など、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。また、高齢化が進む中で生活習慣病予防などの健康増進施策や介護予防施策の充実が求められています。

そのためには、障がいのある方や難病を患っている方などが地域において、保健・医療サービスを安心して受けられる体制作りが必要です。

市では障がいの軽減又は除去、あるいは進行を防止し日常生活を容易にするため更生・育成医療による医療費助成を行っています。また、精神疾患の通院に対して医療費補助制度の手続きを行っています。

介護保険制度の対象となる方（65歳以上の第1号被保険者又は40歳以上65歳未満の第2号被保険者）が、障害福祉サービスを利用する場合は、原則介護保険サービス優先となっています。ただし、一律に介護保険サービスが優先されるものではなく、申請者の個別の状況に応じ、必要とする支援内容について介護保険サービスで対応することが可能かを判断する必要があります。市では相談支援専門員や介護支援専門員（ケアマネージャー）を中心とした関係者の連携を図りながら利用意向を把握した上で適切に判断しています。

緊急時に備え必要な情報を保管する救急キットの配布事業や平成27年度からは24時間対応可能な緊急通報装置の導入を行い、高齢者や障がいのある方の安心・安全の確保を図っています。

#### 事業目標

- 介護保険制度の対象となる方の障害福祉サービスについて関係機関と連携を図り、適切なサービスを支給します。
- 安心して医療サービスを受けられるよう、各医療費助成制度について周知を図るとともに、継続して事業を実施できるよう努めます
- 民生委員・児童委員等と協力し、緊急通報装置の普及に努めます

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい児（者）の方が、医療保険各法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分について助成します。	福祉課
更生医療	障がいを軽減又は除去、あるいは障がいの進行を防止して、日常生活を容易にするための医療費について助成を行ないます。	福祉課
育成医療	満 18 歳未満の児童で、身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると、将来において障害を残すと認められる児童であって、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために行います。	福祉課
精神通院医療	精神疾患の治療のために通院している者を対象に医療費の補助に係る手続きを行います。	福祉課
救急医療情報キット配布事業	市民の安全と安心の確保を図るため、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業	簡単なボタン操作や人感センサーにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課

### （3）障がい児支援の充実

#### ①施策の現状・課題・目標

##### 現状・課題など

市では、生後4か月未満の乳児を対象としたこんにちは赤ちゃん訪問をはじめ、乳幼児健診事業や育児相談等を通して障がいの早期気付き・早期支援体制の強化を図っています。また、保健師や臨床心理士による保育園・幼稚園・認定こども園の巡回訪問を行い、気になる子どもの発達や子ども・保護者との関わり方について園と共有することで、地域にある身近な園で、集団生活に適応するための支援を行っています。障がい児を受け入れている保育所が職員の加配を行う場合、補助を行うことにより障がい児の保育環境の向上を図っています。より丁寧な支援が必要と思われる場合には、療育施設での児童発達支援等の

案内も行っていきます。

平成 25 年度からは身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入費補助を行う事業が開始されています。早い時期から補聴器の購入費用を助成することで言語の習得や教育等における健全な発達を支援しています。

療育のあり方についてのアンケート調査では「療育訓練に関する情報を提供すること」が一番多く、障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスの利用意向については「放課後等デイサービス」「児童発達支援」を利用したいと回答する方が多く、このことから療育に対する意識が高いことがわかります。小中学校においては、通常学級において教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加する傾向にあり支援員の確保が課題となっています。要支援児童生徒数や個別の指導計画・教育支援計画の状況を精査した上で、配置について検討する必要があります。

平成 27 年度には自立支援協議会（子ども支援部会）を設立し、就学前から就学後まで幅広い支援に対応できるよう福祉だけでなく教育関係者を集め各専門分野の垣根を越えた情報共有を図るように努めています。既に療育施設による学校も含む個別支援である「保育所等訪問支援」も実施しており、制度の周知も含め今後は学校と児童通所支援事業所、園等が連携し集団生活への適応のための専門的な支援の仕方や個別支援計画の情報提供等について連携の望ましい方法を検討します。

## 事業目標

- 早期気付き・早期支援に向けて関係部署と連携した取組を行います
- 日置市障がい者等基幹相談支援センター、子ども支援センターでの臨床心理士の配置を継続し、子育てに関する相談支援体制の維持を図ります
- ライフステージに応じた切れ目のない支援について関係者の連携を図ります

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
障害児通所支援事業	発達障害児などに対する保健、教育、福祉などの連携体制を構築し、本人、家庭への効果的な支援や早期発見・早期療育により 2 次障がいの防止と本人の自信形成や保護者の子育ての負担軽減を支援します。	福祉課
障害児通所支援利用者負担無料化	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に対して提供される障害児通所支援について、利用者負担に対する助成を行い無料化することで、早期支援の促進を図ります。	福祉課

障害児保育事業	適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。	福祉課
地域子育て支援センター	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援に努めます。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促し、さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めます。	福祉課
日置市子ども支援センター	教育相談員、家庭相談員、保健師、カウンセラーなどによる相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 健康保険課 福祉課
自立支援協議会(子ども支援部会)	子どもの困り感、親の子育てにくさがあっても自分らしく生活できるよう関係機関と連携し、情報の共有をはじめ必要な社会資源の開発のため協議・提案します。	福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や個別の相談を行います。	健康保険課
乳幼児健診事業	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診(医療機関)」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「事故防止」「母親交流」を目指した講話や個別相談対応も行います。	健康保険課
保育園・幼稚園・認定こども園の巡回訪問	市内の保育園・幼稚園・認定こども園を臨床心理士と保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士・幼稚園教諭などと一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。	健康保険課 福祉課
母子保健推進員活動	乳幼児健診や教室の案内などをおして各担当地区の家庭を訪問し、「身近な聞き役」としての活動の実施及び行政との橋渡しを行い子育て家庭をサポートしています。	健康保険課
育児相談	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行います。	健康保険課

育児支援家庭訪問事業	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートします。	健康保険課
教育相談活動の充実	子育てについての相談などが気軽にできるような相談についての広報及び教育相談員などの効果的な活用を図ります。	学校教育課
小学校特別支援員配置事業 中学校特別支援員配置事業	学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学級や、正常な学級運営が困難な学級に支援員を配置し、一人ひとりに応じた支援を行います。	学校教育課
産後ケア事業	産後の支援が少ない方や育児不安のある産婦に対して、身体の回復や育児に関する支援を安心して受けることができるよう、助産所に宿泊し産後ケアを受ける場合の利用者負担額の補助を行います。	健康保険課
親子教室	乳幼児健診等において、発達の遅れや偏りが疑われたり、育てにくさなどの不安を抱えている子どもとその保護者を対象に、遊びを通じた発達支援や相談を実施します。 必要な場合は、療育利用への早期支援を行います。	健康保険課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行う。	福祉課

#### （４）相談支援体制の充実

##### ①施策の現状・課題・目標

###### 現状・課題など

障がいのある方が地域で安心・安全に生活を送るためには、障がいのある方が抱える様々な悩みや問題を把握し、その方にあった障害福祉サービスの提供を行う必要があります。

市では、障がいのある方が自立した生活を送れるよう、各相談支援事業所や日置市障がい者等基幹相談支援センターにより様々なケースに対応できる相談支援体制をとっています。また、平成26年度から障害福祉サービスや児童通所支援サービスを利用するための計画（プラン）を作成することが義務付けられ、定期的なモニタリングや障がいを持つ方の福祉の増進を図ることを目的とした相談支援を行っています。

「今後どのような制度やサービスの充実を望みますか」というアンケート調査では障がい者では「地域で安心して在宅生活ができる福祉サービスの充実」の回答が最も高い中、地域にある基幹相談支援センターの認知度についてのアンケート調査では、障がい者・障

がい児とも半数以上の方が「内容は知らない」と回答しています。相談する機関・窓口のアンケート調査でも相談支援事業所の割合は低く周知は十分と言えない状況にあります。また、市ではピアサポートの観点から身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置しています。障がいのある方と同じ立場で障がいに対する理解もあり、地域の実情に精通している相談員の設置について市民に周知するとともに、相談員に対しても障害福祉サービス等の制度について説明していく必要があります。

## 事業目標

- 各相談支援事業所や基幹相談支援センター、身体・知的障害者相談員の認知度を高めるため周知に努めます
- 相談内容の困難事例等を自立支援協議会（相談支援部会）で協議し、関係機関の連携や各機関の相談員のスキルアップを図ります

## ②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
障害者等相談支援事業(再掲)	障がい児の保護者または障がい者などの介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業(再掲)	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置することで、障がい者などの福祉の増進を図ります。	福祉課
日置市障がい者等基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として相談支援専門員や巡回支援専門員を配置し相談業務などを通じて、地域の実情に応じた支援を行います。	福祉課
地域子育て支援センター（再掲）	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援に努める。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促し、さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めます。	福祉課
日置市子ども支援センター（再掲）	教育相談員、家庭相談員、保健師、カウンセラーなどによる相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 健康保険課 福祉課



自立支援協議会(相談支援部 会)	関係機関と連携して、障がい者の相談支援に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
---------------------	--	-----

## (5) 防災・防犯体制の充実

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

障がいのある方が地域社会において、安心・安全に生活を送ることができるよう防災及び防犯に関する施策を推進していきます。

防犯対策では、悪質な詐欺などに巻き込まれないよう啓発チラシの配布等を行っているほか、各地で出張出前講座なども実施しています。今後も消費者教育啓発を行うと共に、消費生活相談員の訪問など関係機関との連携を密にし、消費者トラブルの未然・拡大防止を図っていきます。また、平成27年度に開始された緊急通報体制整備事業を推進し、安否確認や救急時に対応する緊急通報装置を設置することで緊急時に連絡がとれる体制を整えます。

防災対策では、聴覚に障がいのある方を対象とした情報提供方法の整備、高齢者や障がいのある方など要配慮者の把握を行っています。平成28年度には市内11箇所の施設と福祉避難所に関する協定の締結を行いました。福祉避難所は一般の避難所で生活に支障がある高齢者や障がいのある方等の要配慮者を対象に設置しており、感染症対策を講じながら、要配慮者を介助する方も同伴し介助を行う必要があります。

今後においても災害時の受け入れ体制の整備や支援の方法等協議しながら、多様な障がい者や要配慮者にも対応できるよう充実を図ります。

#### 事業目標

- 消費生活相談員と連携し、障がいのある方への出前講座の参加を呼びかけるなど、消費者トラブルの未然・拡大防止を図ります
- 民生委員・児童委員と協力し、個々の要配慮者に対する、支援者などを定めた個別計画の策定を推進します
- 関係部署と連携し福祉避難所での支援について検討します

②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
聴覚障がい者への情報提供（再掲）	聴覚障害者に対し、防災行政無線による放送内容をファクシミリ及び電子メールによって情報提供することにより、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。	福祉課
自立支援協議会（再掲）	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるため、必要な事項については、関係機関などに対し提言や提案を行います。	福祉課
消費生活相談 消費者教育啓発事業（再掲）	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口寄せられる相談は年々複雑かつ多様化してきていることから、消費生活相談の一層の充実を図り、市民の消費生活の安定と向上に努めます。また、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法など日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行いません。	商工観光課
奉仕員養成研修事業（再掲）	視覚障害者または聴覚障害者などとの交流活動、市の広報活動など手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成を行うことにより、視覚障害者または聴覚障害者などの福祉の向上を図ります。	福祉課
緊急通報体制整備事業(再掲)	簡単なボタン操作や人感センサーにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課
福祉避難所の開設	市では災害発生時における要配慮者の避難所生活に支障が生じることがないように、バリアフリー化が図られた福祉避難所を開設するため市内 11 箇所の施設と協定を締結しています。原則として、福祉避難所への移送は介助者が行い、福祉避難所においても同伴し要配慮者の介助を行います。	総務課

※参考 福祉避難所

東市来町

施設名称	所有者	電話番号	所在地
ケアハウス光の海	(社福)恵理会	099-246-6111	伊作田 7078 番地
介護老人福祉施設秋光園	(社福)九十九会	099-274-3770	長里 360 番地 1

伊集院町

施設名称	所有者	電話番号	所在地
介護老人福祉施設やはずの里	(社福)健康村	099-273-8211	飯牟礼 369 番地 1
介護老人保健施設 アンダンテ伊集院	(医)健誠会	099-272-5181	妙円寺三丁目 1303 番地 1
介護老人保健施設 シルバーセンター光の里	(医)誠心会	099-273-3939	妙円寺一丁目 1 番地 6
介護付き有料老人ホーム ビクトリア街	(医)誠心会	099-272-0055	徳重 342 番地 3

吹上町

施設名称	所有者	電話番号	所在地
障害者支援施設吹上学園	(社福)曙福祉会	099-296-2308	湯之浦 2758 番地
介護老人福祉施設喜楽奈家	(社福)曙福祉会	099-245-1588	湯之浦 2758 番地
介護老人保健施設 湯之浦ナーシングホーム	(医)昭泉会	099-296-5411	湯之浦 1353 番地
養護老人ホーム美里 盲養護老人ホーム光の岬	(社福)佑心会	099-296-3033	小野 1482 番地 1
高齢者多機能福祉施設 ふきあげタウン	(医)誠心会	099-245-1580	小野 1478 番地

注：福祉避難所の開設については市が要請した場合に限ります

## (6) 生活環境の充実

### ①施策の現状・課題・目標

#### 現状・課題など

市では、補装具給付や日常生活用具給付事業により住居の階段や段差のバリアフリー化、杖や車椅子などの支給といった住環境の整備を行っています。また、自動車免許取得助成事業や移動支援事業などにより障がいのある方の移動手段を確保し社会参加を促進しています。

高齢者、障がい者の公共交通（バス・タクシー等）や移動手段の支援策、バリアフリー化については、車いすに対応した車両を配備するなどの取組を行っています。しかし、アンケート結果では外出の際に困っていることとして「公共交通機関が少ない（ない）」が最も多くなっており、今後移動手段の確保として「コミュニティバス」や「乗合タクシー」などの施策・事業について、地域の現状に合わせた運行及び利用の促進を図っていく必要があります。また、改修等を施さなくても今ある情報を集約し詳細に公開することで障がいのある方が利用する環境を選択できる仕組み（例えば避難所や観光地の施設の情報を見て、行ける・行けないの判断ができるような情報）についても検討します。

障がいのある方にとって安全で住みよいまちを実現していくには、住環境の充実だけでなくユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進、建築物、道路、公園、交通機関などにおけるバリアフリー化及び障害物の撤去が不可欠です。バリアフリーの進行形と言われている「ユニバーサルデザイン」とは障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず誰もが快適に利用することのできる空間デザインを指します。また、生活していくうえで、コミュニケーション上のハンディキャップの軽減を図ることは、社会参加を促進するために重要であり、行政のみならず民間企業や住民が一体となり取り組む必要があります。平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では障がいのある人から対応を求められる意志を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することとなっています。

今後においては、第 2 次総合計画による将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまちひおき」を目指して障がいのある人もない人も共に生きる住みよいやさしいまちづくりに努めます。

#### 事業目標

- 補装具、日常生活用具等の給付により住環境を整備します
- 障がいのある方が利用しやすい環境を選択できるしくみ（ユニバーサルデザイン）の推進について関係部署と連携して取り組みます

②具体的な方策（実施事業）

事業名	内容	所管
日常生活用具給付事業(再掲)	重度障害者などに対し、日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある方の普通免許取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等の地域活動への参加を促進します。	福祉課
自動車改造助成事業	身体障害者が就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図ります。	福祉課
コミュニティバス運行事業 乗合タクシー運行事業	市内においてコミュニティバスを運行することで、市民の交通の利便を確保します。	地域づくり課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	福祉課
補装具給付	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にするため補装具の交付や修理を行います。	福祉課
救急医療情報キット配布事業 (再掲)	市民の安全と安心の確保を図るため、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業(再掲)	簡単なボタン操作や人感センサーにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業（再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行います。	福祉課
福祉有償運送	バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合において、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人などによるボランティア有償運送により自家用有償旅客運送を実施しております。	福祉課

第2編 第6期日置市障がい福祉計画・

第2期日置市障がい児福祉計画

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画に係る法令の根拠及び計画期間

### (1) 計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定された「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として策定するもので、本市では平成18年度に日置市障害福祉計画第1期計画（計画期間：18～20年度）、20年度に第2期計画（計画期間：21～23年度）、23年度に第3期計画（計画期間：24～26年度）、26年度に第4期計画（計画期間：27～29年度）、29年度に第5期計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）を策定しました。

本計画は、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期計画として策定し、また、児童福祉法第33条の20に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」を一体の計画として策定するものです。

#### ○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

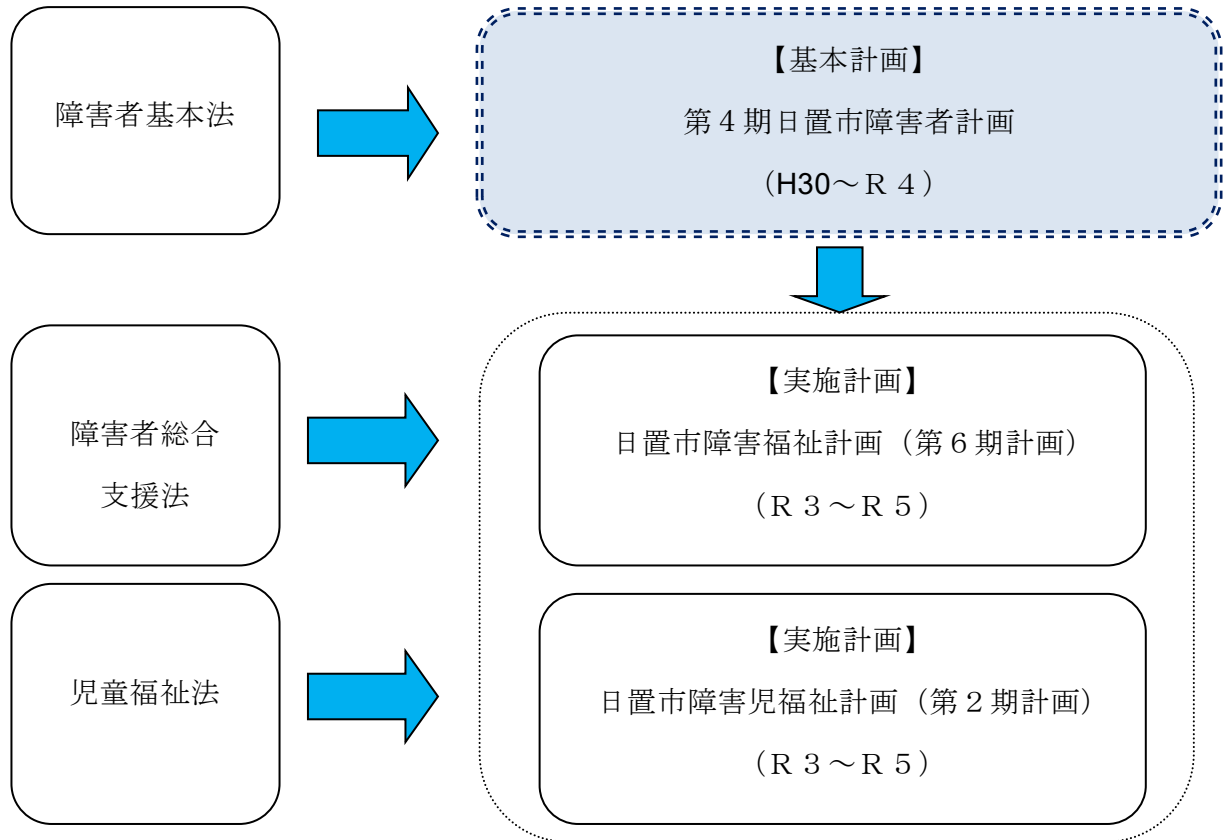
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ○ 児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 第4期日置市障害者計画との関係

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関して目標値や提供方法を定めるもので「第4期日置市障害者計画」の実施計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）と位置づけられます。



## 2 計画の基本的理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

## 3 本計画に定める事項

本計画においては、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）に即して、次の事項を定めます。



- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 令和5年度の目標値の設定
- (3) 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (4) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (5) 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
- (6) 計画の達成状況の点検及び評価

## 第2章 令和5年度の目標値の設定

障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、目標値を設定します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 基本的な考え方

国の基本指針	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
本市の方針	<p>① 令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の5%以上が地域生活へ移行することを目指します。</p> <p>② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.5%以上減少させることを目指します。</p> <p>【目標値1-1】地域生活移行者数            8人 【目標値1-2】施設入所者の削減数        2人</p>

#### (2) 目標値の設定

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	149人	○ 令和元年度末において、福祉施設に入所している者の数
【目標値1-1】地域生活移行者数 (B)	8人	○ 令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の5%以上が地域生活へ移行することを目指します。 $149人 \times 5\% \div 100 = 8人$
【目標値1-2】施設入所者数の減少 (C)	3人	○ 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.5%以上減少させることを目指します。 $149人 \times 1.5\% \div 100 = 3人$
新規入所者数 (B) - (C)	5人	○ 令和5年度末までに、新規に福祉施設に入所する者の数 地域生活移行者数 (B) - 施設入所者数の減少数 (C) = 7人 - 2人 = 5人
令和5年度末の施設入所者数 (A) - (C)	147人	○ 令和5年度末の施設入所者数見込み

- 施設入所者数には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」（以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18 歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。
- 地域生活移行者とは、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の住宅へ移行した者をいいます（家庭復帰を含みます。）。

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<p>国の基本指針</p>	<p>令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点を確保し、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>地域生活支援拠点は整備予定です。        今後の運用状況の検証や整備箇所数増加の必要性等の検討については、自立支援協議会地域移行支援部会において、年 1 回以上の協議を実施します。</p> <p>【目標値 2 - 1】 地域生活支援拠点等の数      1    か所        【目標値 2 - 2】        年 1 回以上の運用状況の検証及び検討の協議回数    1    回以上</p>

- 地域生活支援拠点
  - 居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約して整備します。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### 3-1・3-2 一般就労移行者数

##### (1) 基本的な考え方

国の基本指針	<p>① 令和5年度中の一般就労移行者数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③ 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を定める。具体的には、令和5年度の一般就労への移行実績は、令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援事業は1.3倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍とすることを基本とする。</p>
本市の方針	<p>① 令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数は、令和元年度の実績の1.2倍以上とすることを目指します。</p> <p>② 令和5年度中に一般就労に移行する者の人数を、「就労移行支援事業」は1人、「就労継続支援A型事業」は1人、「就労継続支援B型事業」は1人を目標とします。</p> <p>【目標値3-1】一般就労移行者数 3人          【目標値3-2】          「就労移行支援事業」から一般就労移行者数 1人          「就労継続支援A型事業」から一般就労移行者数 1人          「就労継続支援B型事業」から一般就労移行者数 1人</p>

##### (2) 目標値の設定（年間）

項目	数値	考え方
令和元年度中の一般就労移行者数	0人	○ 令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
【目標値3-1】 令和5年度中の一般就労移行者数	3人	○ 令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数は、令和元年度の実績の1.2倍以上とすることを目指します。 1人×1.2倍＝3人

- 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）を行う施設です。
- 一般就労移行者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A型）の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者のことです。

### 3-3・3-4 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

#### (1) 基本的な考え方

国の基本指針	<p>①令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>②令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
本市の方針	<p>①令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、10割が就労定着支援事業を利用することを目指します。</p> <p>②令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の10割以上とすることを目指します。</p> <p><b>【目標値3-3】</b> 就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者数 1人</p> <p><b>【目標値3-4】</b> 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 10割 ※R2現在で就労移行から就労定着の利用がある者、就労定着事業所ともに1となっているため目標値が10割となっている。</p>

- 「就労定着率」とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合のこと。(国の基本指針より)
- 一般就労に移行する者の数および就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。(国の基本指針より)

#### (2) 目標値の設定 (年間)

項目	令和5年度
令和2年度の就労移行支援事業の目標利用者数 (A)	12人 (令和2年度目標値)
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数 (B)	12人
令和5年度の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数 (C)	20人
<b>【目標値3-3】</b> 令和5年度の就労定着支援事業の利用者数 (A-B) + (C×100%)	1人

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>【目標値3-4】</b> 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	0事業所	0事業所	1事業所

## 4 障害児支援の提供体制の整備等

### 4-1 児童発達支援センター、保育所等訪問支援

#### (1) 基本的な考え方

国の基本指針	<p>①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
本市の方針	<p>これまでの実績及び実情を踏まえて、以下のとおり目標値を設定します。</p> <p><b>【目標値4-1】</b> 児童発達支援センター 1 か所 保育所等訪問支援 1 か所</p>

#### (2) 目標値の設定（年間）

種 別	令和2年度末時点	【目標値4-1】 令和5年度末時点
児童発達支援センター	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援	1 か所	1 か所

### 4-2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

#### (1) 基本的な考え方

国の基本指針	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
本市の方針	<p>これまでの実績及び実情を踏まえて、以下のとおり目標値を設定します。</p> <p><b>【目標値4-2】</b> 主に重症心身障害児を対象とする 児童発達支援事業所数 1 か所 放課後等デイサービス事業所数 1 か所</p>

#### (2) 目標値の設定（年間）

種 別		令和元年度末時点	【目標値4-2】 令和5年度末時点
主に 重症心身障害児 を対象とする	児童発達支援	1 か所	1 か所
	放課後等デイサービス	1 か所	1 か所

#### 4-3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>国の基本指針</p>	<p>①令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p> <p>②医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>※なお、①及び②ともに、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>①医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。</p> <p>②医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、「医療的ケア児に関するコーディネーター」を配置することを目指します。</p> <p>【目標値4-3】協議の場の設置 1 か所</p> <p>【目標値4-4】 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 1 人</p>

#### 5 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<p>令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>令和5年度末までに、日置市障がい者等基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の体制強化を実施する。</p> <p>【目標値5-1】部会や研修を年2回以上開催。</p>

- 取組の実施に当たり、基幹相談支援センター又はその他の事業がその機能を担うことを検討する。(国の基本指針より)

#### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<p>国の基本指針</p>	<p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、部会や研修を実施する体制を強化する。</p> <p>【目標値6-1】部会や研修を年2回以上開催。</p>

# 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定 第3章 通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその 見込量の確保のための方策

令和5年度における目標値を達成できるように、令和3年度から令和5年度までの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援並びに指定通所支援または指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

## 1 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

### (1) 事業内容

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人が居宅において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と外出時の介護を総合的に受けるサービスです。

#### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

#### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にもかかわらず、一定額を払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は



自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

## (2) 実施に関する考え方

在宅の障がい者が日常生活を営む上で必要なサービスを利用者個々の生活状況に応じて、提供します。

## (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

## (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	32人	36人	28人	36人	25人	34人
	315時間	407時間	240時間	356時間	200時間	281時間
重度訪問介護	3人	5人	3人	6人	3人	6人
	437時間	618時間	437時間	871時間	437時間	881時間
同行援護	7人	10人	7人	9人	7人	9人
	60時間	96時間	60時間	53時間	60時間	48時間
行動援護	5人	4人	5人	5人	5人	5人
	31時間	30時間	31時間	30時間	31時間	20時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
居宅介護	33人	32人	31人
	275時間	270時間	265時間
重度訪問介護	7人	8人	9人
	1,031時間	1,175時間	1,328時間
同行援護	9人	9人	9人
	50時間	50時間	50時間
行動援護	5人	5人	5人
	30時間	30時間	30時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間

## (5) 見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどによ

り、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。また、市広報紙等により事業の周知を図ります。

## 2 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所)

### 2-1 生活介護

#### (1) 事業内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。

#### (2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障がい者が地域で生活できるよう、施設において、利用者個々のニーズに即したサービスを提供します。

#### (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

#### (4) サービス見込量(1か月当たり)

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	209人	209人	216人	204人	220人	205人
	4,452人日	4,144人日	4,536人日	4,050人日	4,620人日	4,023人日
事業所数	—	—	—	—	—	—

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
生活介護	205人	205人	205人
	4,023人日	4,023人日	4,023人日
事業所数	9か所	9か所	9か所

・人日：1か月当たりの再利用日数。

#### (5) 見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

## 2-2 自立訓練（機能訓練）

### （1）事業内容

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められています。

### （2）実施に関する考え方

自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な機能訓練を提供します。

### （3）見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

### （4）サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立訓練 （機能訓練）	12人	9人	12人	5人	12人	3人
	240人日	183人日	240人日	97人日	240人日	44人日
事業所数	—	1か所	—	1か所	—	1か所

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
自立訓練 （機能訓練）	3人	3人	3人
	44人日	44人日	44人日
事業所数	1か所	1か所	1か所

・人日：1か月当たりの延利用日数。

### （5）見込量確保のための方策

本市内に事業所がないため、安定したサービスの提供体制の確保についてサービス提供事業者と連携を図るとともに、基盤整備を促進します。

## 2-3 自立訓練（生活訓練）

### （1）事業内容

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期入院者等は3年間）と定められています。

### （2）実施に関する考え方

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な生活訓練を提供します。

### （3）見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

### （4）サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立訓練 （生活訓練）	16人	23人	18人	4人	20人	2人
	192人日	166人日	216人日	57人日	240人日	29人日
事業所数	—	—	—	0か所	—	0か所

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
自立訓練 （生活訓練）	2人	2人	2人
	29人日	29人日	29人日
事業所数	0か所	0か所	0か所

・人日：1か月当たりの延利用日数。

### （5）見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図るとともに、基盤整備を促進します。

## 2-4 就労移行支援

### （1）事業内容

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

## (2) 実施に関する考え方

障がい者の一般就労への移行を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、及び特別支援学校などの関係機関と連携し、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。

## (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案し、また、国の基本指針に基づき、令和5年度末の利用者数が令和元年度末の利用者から1割以上増加するよう見込み、利用者数及び量の見込みを設定します。

## (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労移行支援	22人	17人	26人	13人	31人	12人
	374人日	281人日	442人日	205人日	527人日	168人日
事業所数	—	4か所	—	4か所	—	4か所

### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
就労移行支援	12人	12人	12人
	168人日	168人日	168人日
事業所数	2か所	2か所	2か所

・人日：1か月当たりの延利用日数。

## (5) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、自立支援協議会を活用しながらハローワーク等、関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

## 2-5 就労継続支援（A型・B型）

### (1) 事業内容

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかつ

た者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

## (2) 実施に関する考え方

個々のニーズや適性に応じた作業内容、作業時間等に配慮した適切な支援を行い、就労の機会を提供します。

## (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

## (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労継続支援(A型)	70人	60人	75人	59人	80人	57人
	1,330人日	1,208人日	1,425人日	1,145人日	1,520人日	1,097人日
就労継続支援(B型)	152人	161人	160人	188人	168人	196人
	2,432人日	2,699人日	2,560人日	3,028人日	2,608人日	3,081人日
A型事業所数	—	4か所	—	4か所	—	4か所
B型事業所数	—	10か所	—	10か所	—	10か所

### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
就労継続支援(A型)	57人	57人	57人
	1,097人日	1,097人日	1,097人日
就労継続支援(B型)	216人	226人	236人
	3,389人日	3,525人日	3,666人日
A型事業所数	4か所	4か所	4か所
B型事業所数	10か所	10か所	10か所

・人日：1か月当たりの延利用日数。

## (5) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、自立支援協議会を活用しながらハローワーク等、関係機関と連携を図ります。

## 2-6 就労定着支援

### (1) 事業内容

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

### (2) 実施に関する考え方

障がい者の一般就労への定着を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、及び特別支援学校などの関係機関と連携し、雇用後の職場への定着支援を行います。

### (3) 見込量の考え方

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労定着支援	2人	0人	3人	1人	5人	1人
事業所数	—	0か所	—	1か所	—	1か所

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
就労定着支援	2人	2人	2人
事業所数	1か所	1か所	1か所

### (5) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く広域で確保する観点から、自立支援協議会を活用しながらハローワーク等、関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

## 2-7 療養介護

### (1) 事業内容

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。

## (2) 実施に関する考え方

常時介護を必要とする障害者に必要なサービスを提供します。

## (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

## (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護	21人	20人	21人	20人	21人	21人
事業所数	—	3か所	—	3か所	—	3か所

### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
療養介護	21人	21人	21人
事業所数	3か所	3か所	3か所

## (5) 見込量確保のための方策

療養介護については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者など重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ受け入れが可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより、見込量の確保に努めます。

## 2-8 短期入所（ショートステイ）

### (1) 事業内容

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。

### (2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障がい者が自ら選択する地域で生活できるよう、将来の施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合や、家族等の介護者の病気や休息（レスパイト）により利用する場合に、サービスを実施します。

### (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。



#### (4) サービス見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
短期入所 （福祉型）	24人	24人	24人	22人	24人	21人
	336人日	336人日	336人日	245人日	336人日	257人日
短期入所 （医療型）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
短期入所（福祉型） 事業所数	—	4か所	—	4か所	—	4か所
短期入所（医療型） 事業所数	—	0か所	—	0か所	—	0か所

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
短期入所 （福祉型）	22人	22人	22人
	247人日	247人日	247人日
短期入所 （医療型）	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
短期入所（福祉型） 事業所数	4か所	4か所	4か所
短期入所（医療型） 事業所数	0か所	0か所	0か所

・人日：1か月当たりの延利用日数

#### (5) 見込量確保のための方策

短期入所については、今後需要が増えると見込まれることから、事業者と連携し、サービスの確保を図ります。また、緊急的な相談に対応するため、障害者等基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点と連携し、受け入れ体制の確保を図ります。

そのほか、将来のグループホームへの入居やひとり暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域生活の体験の場を障害者地域生活支援拠点で提供します。

### 3 居住系サービス

（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

#### 3-1 自立生活援助

##### (1) 事業内容

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。

## (2) 実施に関する考え方

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、適時のタイミングで適切な支援を提供できる体制を整備します。

## (3) 見込量の考え方

障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数等の実情を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

## (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	3人	0人	3人	2人	4人	6人
事業所数	—	0か所	—	0か所	—	0か所

### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
自立生活援助	10人	10人	10人
事業所数	0か所	0か所	0か所

## (5) 見込量確保のための方策

障がい者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう、関係事業所との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

## 3-2 共同生活援助（グループホーム）

### (1) 事業内容

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が、主として夜間において、共同生活を行う住宅で、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

### (2) 実施に関する考え方

入所施設から地域生活への移行者のうち、約4割がグループホームを利用しており、今後もグループホームを活用して、地域生活への移行を推進します。

共同生活を営む住居に入居している障がい者の日常生活に支障がないように、必要とするサービスを提供します。

### (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	80人	88人	83人	84人	86人	86人
事業所数	—	9か所	—	9か所	—	9か所

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
共同生活援助	85人	86人	87人
事業所数	9か所	9か所	9か所

### (5) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を図るためには、グループホームの整備が重要であることから、基盤整備を促進します。また、将来のグループホームへの入居やひとり暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域生活の体験の場として障害者地域生活支援拠点で提供します。

そのほか、地域の理解を深められるよう、障がいに対する理解の普及、啓発を図ります。

## 3-3 施設入所支援

### (1) 事業内容

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。

### (2) 実施に関する考え方

施設入所が必要な人の日常生活や訓練等に支障がないよう、必要とするサービスを提供します。

### (3) 見込量の考え方

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

#### (4) サービス見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
施設入所支援	147人	151人	146人	149人	145人	147人
事業所数	—	5か所	—	5か所	—	5か所

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
施設入所支援	147人	147人	147人
事業所数	5か所	5か所	5か所

#### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。

### 3-4 地域生活支援拠点等

#### (1) 事業内容

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制で、主な機能として「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としています。

#### (2) 実施に関する考え方

相談事業所として、市直営の基幹相談支援センター1か所と市内に相談支援事業所が8か所あり、地域の障がい者等の相談支援体制は構築されていることから、日置市障がい者等基幹相談支援センターを核とし、既存のサービス事業所や関係機関との連携により、地域生活支援に求められる5つの機能を担う面的整備を目指します。

#### (3) 見込量の考え方

今後の状況を鑑みて見込量を設定します。

#### (4) サービス見込量

##### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
検証・検討実施回数	1 回	1 回	1 回

・回：年間の見込み回数

#### (5) 見込量確保のための方策

制度周知を図るとともに、各相談事業所や多職種、関係機関とも協力し、情報共有を図りながら検討してまいります。

### 4 相談支援

(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

#### 4-1 計画相談支援

##### (1) 事業内容

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成などを行います。

##### (2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等を推進します。

##### (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

##### (4) サービス見込量（1年当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	550 人	583 人	571 人	570 人	593 人	535 人

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
計画相談支援	524 人	513 人	502 人

## (5) 見込量確保のための方策

自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、障害者等基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

### 4-2 地域相談支援（地域移行支援）

#### (1) 事業内容

障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

#### (2) 実施に関する考え方

退所、退院を希望する障がい者に対し、地域生活への移行準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出時の同行や住まい探しなどの支援を提供します。

#### (3) 見込量の考え方

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

#### (4) サービス見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域移行支援	12人	1人	12人	2人	12人	2人

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
地域移行支援	3人	3人	3人

## (5) 見込量確保のための方策

退所、退院が可能な障がい者に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起及び医療機関等への制度の周知を図るとともに、関係機関への研修を行うなど支援できる体制の確保に努めます。

### 4-3 地域相談支援（地域定着支援）

#### （1）事業内容

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

#### （2）実施に関する考え方

地域生活移行者に対し、夜間等も含む緊急時の連絡・相談等の支援を提供します。

#### （3）見込量の考え方

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

#### （4）サービス見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
地域定着支援	1人	1人	1人

#### （5）見込量確保のための方策

地域生活への移行後、障がい者本人及び家族への個別支援や地域で孤立しないための居場所づくり等に取り組んでいけるよう体制の確保に努めます。

## 5 障害児通所等支援

（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援ほか）

※ 障害児通所等支援の対象となる障がい児には、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童等も含まれます。

### 5-1 児童発達支援（医療型児童発達支援）、放課後等デイサービス

#### （1）事業内容

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

## (2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

## (3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

## (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第1期障がい児福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	202人	232人	240人	250人	260人	275人
	1,480人日	1,549人日	1,590人日	1,539人日	1,710人日	1,692人日
放課後等 デイサービス	150人	191人	162人	235人	180人	258人
	1,040人日	1,198人日	1,120人日	1,481人日	1,210人日	1,629人日
児童発達支援 事業所数	—	—	—	—	—	8か所
放課後等 デイサービス 事業所数	—	—	—	—	—	9か所

### ◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
児童発達支援	297人	326人	358人
	1,709人日	1,879人日	2,066人日
医療型 児童発達 支援	2人	2人	2人
	1人日	1人日	1人日
放課後等 デイサービス	299人	328人	360人
	1,889人日	2,077人日	2,284人日
児童発達支援 事業所数	9か所	9か所	9か所
放課後等 デイサービス 事業所数	10か所	10か所	10か所

・人日：1か月当たりの延利用日数

## (5) 見込量確保のための方策

本市独自の利用者負担の助成を行い、利用を促進します。また、公開療育の実施や児童発達支援センターとの連携によるスタッフのスキルアップに務めると共に、個別支援計画やモニタリング報告書等を通して実態と課題の把握に努めます。



## 5-2 保育所等訪問支援

### (1) 事業内容

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

### (2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

### (3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第1期障がい児福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所等訪問支援	7人	14人	7人	2人	7人	2人
事業所数	10人日	15人日	10人日	2人日	10人日	2人日
	—	—	—	—	—	か所

#### ◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
保育所等訪問支援	5人	5人	5人
事業所数	7人日	7人日	7人日
	1か所	1か所	1か所

・人日：1か月当たりの延利用日数

### (5) 見込量確保のための方策

保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、個別支援計画や保育所等訪問支援報告書等を通して実態と課題の把握に努めながら、関係機関との連携を進め、サービス内容の充実を図ってまいります。

## 5-3 居宅訪問型児童発達支援

### (1) 事業内容

重度の障がいのため外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けにくくなっているため、そのような障がい児に対して、居宅を訪問し発達支援を行うサービスです。

支援内容として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援（手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や、絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動等）を行います。

## （２）実施に関する考え方

身近な地域で、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

## （３）見込量の考え方

現在の重度心身障害児の状況と今後の医療的ケア児等の状況を鑑みて、利用児童数及び量の見込みを設定します。

## （４）サービス見込量（１か月当たり）

### ◎ 第１期障がい児福祉計画

	平成 30 年度		令和元年度（平成 31 年度）		令和 2 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
居宅訪問型 児童発達 支援	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
	0 人日	0 人日	1 人日	0 人日	1 人日	0 人日
事業所数	0 か所	—	0 か所	—	0 か所	—

### ◎ 第２期障がい児福祉計画

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	計 画	計 画	計 画
居宅訪問型 児童発達 支援	2 人	2 人	2 人
	1 人日	1 人日	1 人日
事業所数	0 か所	0 か所	0 か所

## （５）見込量確保のための方策

制度周知を図るとともに、今後設置する予定の医療的ケア児にかかる連携、協議の場において、関係者への周知をはじめ、サービスのあり方等について、総合的に検討してまいります。

## 5－4 障害児相談支援

### （１）事業内容

障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

### （２）実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた利用計画を作成します。

### (3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数、ニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第1期障がい児福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害児 相談支援	410人	468人	440人	502人	470人	510人

#### ◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
障害児 相談支援	530人	551人	573人

### (5) 見込量確保のための方策

自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、障害者等基幹相談支援センター等と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

## 5-5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### (1) 事業内容

在宅重症心身障害児を支援するために、重症心身障害児（者）支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と、関係機関との連携や重症心身障害児のためのサービス等利用計画作成について具体的手法を提案するコーディネーターを配置します。

### (2) 実施に関する考え方

コーディネーターの配置について医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場において協議します。

### (3) 見込量の考え方

医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

#### (4) 見込量 (年間)

##### ◎ 第1期障がい児福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置人員	0人	0人	0人	0人	1人	0人

##### ◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
配置人員	1人	1人	1人

#### (5) 見込量確保のための方策

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所へ周知し、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

### 5-6 障がい児の子ども・子育て支援等の利用受入れ

#### (1) 事業内容

障がい児の子ども・子育て支援等の利用を受入れます。

#### (2) 実施に関する考え方

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がい児の受入れの体制整備の構築を目指します。

#### (3) 見込量の考え方

現に子ども・子育て支援事業等を利用している障がい児のほか、利用していない障がい児やその保護者のニーズ等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

#### (4) 見込量 (年間)

##### ◎ 第1期障がい児福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所	103人	93人	113人	92人	124人	101人
幼稚園	39人	79人	43人	67人	47人	60人
認定こども園	87人	25人	95人	35人	104人	49人
放課後児童クラブ	20人	36人	22人	40人	24人	44人

◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
保育所	111人	122人	134人
幼稚園	48人	38人	30人
認定 こども園	68人	95人	133人
放課後 児童クラブ	48人	52人	57人

(5) 見込量確保のための方策

障がい児受入れを行っている保育所や児童クラブ等へ補助金の交付や委託費（料）の加算等を行います。

6 発達障害者等に対する支援

6-1ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム

(1) 事業内容

発達障害を持つ子どもと保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした、「ペアレントトレーニング」及び「ペアレントプログラム」の各種講座の実施を計画し、受講の促進を行います。

(2) 実施に関する考え方

発達障害を持つ子どもについて悩みや不安を抱える保護者の心理的負担の軽減等に努め、地域で家族支援が行える体制づくりに努めます。

(3) 見込量の考え方

本市及び近隣市町におけるニーズ等を勘案して、見込量を設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
ペアレントトレーニング 講習修了者数	0人	0人	1人
ペアレントプログラム 講習修了者数	0人	0人	1人

(5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、支援プログラムの実施及び周知を行います。

※ペアレントトレーニング：保護者等を対象に、環境調整や子どもへの前向きな働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、相互のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援です。

※ペアレントプログラム：「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という、3つの目標に向けて取り組むことを目的とした簡易的なプログラムです。

## 6-2 ペアレントメンターの養成

### (1) 事業内容

発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝える等の活動を行う、「ペアレントメンター」の養成研修について、周知を行います。

### (2) 実施に関する考え方

悩みを抱える保護者が身近な地域で相談ができる体制づくりの構築を目指します。

### (3) 見込量の考え方

本市及び近隣市町におけるニーズ等を勘案して、見込量を設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
ペアレントメンター養成講習修了者数	0人	0人	1人
ペアレントメンター登録者数	0人	0人	1人

※ペアレントメンター登録者数については、市内のみの登録者数。

### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、支援プログラムの実施及び周知を行います。

## 6-3 発達障害に係るピアサポート推進事業

### (1) 事業内容

発達障害等で対人関係能力や自己表現能力等、社会に生きる力が不足している現状を改善するため、同じ悩みや問題を持つ人同士が、各々の知識やスキル（技術）をもとに、仲間を思いやり・支える活動「ピアサポート」の推進を行います。

## (2) 実施に関する考え方

同じ悩みや問題を持つ人同士が、地域の中でつながりを持ち、互いに支えあうことのできる地域づくりを目指します。

## (3) 見込量の考え方

本市及び近隣市町におけるニーズ等を勘案して、見込量を設定します。

## (4) サービス見込量

### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
ピアサポート活動への参加人数	1人	1人	2人

## (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施及び周知を行います。

## 7 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

### 7-1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

#### (1) 事業内容

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の参加による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場を開催し、目標の設定及び評価を実施します。

#### (2) 実施に関する考え方

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、関係機関の協議の場において連携し、必要な支援体制を協議します。

#### (3) 見込量の考え方

本市及び近隣市町におけるニーズ等を勘案して、見込量を設定します。

#### (4) サービス見込量（1か月当たり）

### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健の参加者数	4人	4人	4人
医療の参加者数 (精神科)	3人	3人	3人

医療の参加者数 (精神科以外)	1人	1人	1人
福祉の参加者数	15人	15人	15人
当事者及び家族の 参加者数	1人	1人	1人
目標設定及び 評価の実施回数	1回	1回	1回

#### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施及び周知を行います。

### 7-2 精神障害者への支援・援助

#### (1) 事業内容

「地域移行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」において、現在利用している精神障害者や、利用していない精神障害者、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に、これらの事業の利用が見込まれる方を把握します。

#### (2) 実施に関する考え方

対象者について理解を深め、関係機関と連携し、必要な支援が行える体制づくりに努めます。

#### (3) 見込量の考え方

本市及び近隣市町におけるニーズ等を勘案して、見込量を設定します。

#### (4) サービス見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
地域移行支援 利用者数	1人	1人	1人
地域定着支援 利用者数	2人	2人	2人
共同生活援助 利用者数	79人	79人	79人
自立生活援助 利用者数	8人	10人	12人

#### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施及び周知を行います。



## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

### 8-1 総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化

#### (1) 事業内容

地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言の強化や、人材育成の支援、連携の強化に関する取組等を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### (2) 実施に関する考え方

相談支援専門員で情報等を共有し、様々なケースに対応するための部会や研修会などを開催し、相談支援専門員のスキルアップを図ります。

#### (3) 見込量の考え方

本市の実績等を勘案して、見込量を設定します。

#### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
総合的・専門的な相談支援の実施	実施する	実施する	実施する
訪問等による指導・助言件数	11件	11件	11件
人材育成の支援件数	2件	2件	2件
連携の強化に関する取組の実施回数	2回	2回	2回

#### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施を行います。

## 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### 9-1 障害福祉サービス等に関わる各種研修

#### (1) 事業内容

都道府県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修等へ職員を参加させ、知識と技能の向上を図ります。

#### (2) 実施に関する考え方

研修等へ職員を参加させることにより、障害福祉サービス等に対する知識や技能を深め、サービス等の質の向上を図ります。

### (3) 見込量の考え方

都道府県が実施する研修等を勘案して、見込量を設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
研修等への参加人数	6人	6人	6人

### (5) 見込量確保のための方策

研修等への参加を、積極的に職員へ促します。

## 9-2 障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有

### (1) 事業内容

障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所のサービスの利用状況における助言・指導や関係自治体等と共有することにより、適切なサービスの提供体制の構築を推進します。

### (2) 実施に関する考え方

現在導入している審査支払等システムによる審査結果を、利用者・事業所ごとに分析することにより、本市でのニーズ等の把握や事業所への助言・指導に活用します。

### (3) 見込量の考え方

本市の実績等を勘案して、見込量を設定します。

### (4) サービス見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第6期計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
データの共有体制の有無	構築済み	構築済み	構築済み
データ共有の実施回数	12回	12回	12回

### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施を行います。

## 第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、地域生活支援事業として、各種の事業を実施します。

### 1 理解促進・啓発事業

#### (1) 事業内容

障がいや障がい者等に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

#### (2) サービス見込量（年間）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	0回

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
実施回数	1回	1回	1回

#### (3) 実施に関する考え方

障がいへの理解や配慮について周知し、障がいのある方の日常生活及び社会参加に対する意欲向上に協力し、自立を支援するため障がい者福祉大会を実施します。

また、見た目には障がいがあることが分かりにくい内部障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病等について理解促進に努めます。

### 2 自発的活動支援事業

（本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業）

#### 2-1 本人活動支援事業

##### (1) 事業内容

障がい者本人によるボランティア活動を支援します。

##### (2) 実施に関する考え方

障害者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。

## 2-2 ボランティア活動支援事業

### (1) 事業内容

障がい者及びその家族等の団体が行う障がい者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供活動（ピアサポート活動）など障がい者等に対するボランティア活動の支援を行います。

### (2) サービス見込量（年間）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
実施回数	1回	1回	1回

### (3) 実施に関する考え方

障がい者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動などの事業に対し、助成します。

## 3 相談支援事業

（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター）

### 3-1 障害者相談支援事業

#### (1) 事業内容

障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。

#### (2) 実施に関する考え方

相談支援事業所に委託し、関係機関と連携しながら、地域における精神保健福祉等に関する包括的な相談支援を行います。

#### (3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や障がい者等のニーズを踏まえ、事業所の数を見込みます。

(4) 見込量 (年間)

◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施事業所数	11か所	5か所	11か所	5か所	11か所	5か所

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
実施事業所数	5か所	5か所	5か所

(5) 見込量確保のための方策

当該事業を委託している事業所が、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、今後増加の見込まれる発達障害に関する相談にも対応できるよう、体制を整備します。

また、緊急時に適切な対応が取れるよう24時間365日の相談体制を確保します。

3-2 基幹相談支援センター (基幹相談支援センター機能強化事業)

(1) 事業内容

障がい者及び障がい児のための総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者等基幹相談支援センターを運営します。

(2) 実施に関する考え方

社会福祉法人等に委託し、専門知識を有する職員を配置します。

(3) 見込量 (年間)

◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	計画	実績	計画
基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所	1か所	1か所

## 4 成年後見制度利用支援事業

### (1) 事業内容

身寄りがいない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害者または精神障害者を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

### (2) 実施に関する考え方

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障害者の保護を図ります。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

### (4) 見込量（年間）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
申立人数	1人	1人	1人	0人	1人	1人
助成人数	1人	1人	1人	0人	1人	1人

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
申立人数	1人	1人	1人
助成人数	1人	1人	1人

### (5) 見込量確保のための方策

関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

### (1) 事業内容

知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度における後見等の業務を行う事ができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

### (2) 実施に関する考え方

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障がい者の保護を図ります。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

### (4) 見込量（年間）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
申立人数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
助成人数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
申立人数	1人	1人	1人
助成人数	1人	1人	1人

### (5) 見込量確保のための方策

関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。

## 6 意思疎通支援事業

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業)

### 6-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

#### (1) 事業内容

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障害者等とその他の人との意思疎通を支援します。

#### (2) 実施に関する考え方

市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会に委託し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、派遣回数を見込みます。

### (4) 見込量 (年間)

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	60回	60回	60回	69回	60回	48回

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	60回	60回	60回

### (5) 見込量確保のための方策

手話通訳等を必要とする人の利便性を図るため、県内全域への派遣を行うほか、他県での手話通訳等を行うため、各都市と連携して広域的な派遣を行えるよう取り組みます。

また、手話通訳者養成研修事業等により手話通訳者等の育成を進めます。

## 6-2 手話通訳者設置事業

### (1) 事業内容

本庁・各支所に手話通訳者または手話奉仕員を配置し、各種の案内、手続きの支援を行います。

### (2) 実施に関する考え方

本庁・各支所に手話通訳者または手話奉仕員を配置します。

### (3) 見込量の考え方

これまでの配置状況や障がい者等のニーズを踏まえ、配置者数を見込みます。



(4) 見込量 (年間)

◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
配置人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
配置人数	1人	1人	1人

(5) 見込量確保のための方策

市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会と連携し、事業を実施します。

7 日常生活用具給付事業

(1) 事業内容

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

(3) 見込量の考え方

これまでの給付状況や障がい者等のニーズを踏まえ、各用具の給付件数を見込みます。

(4) 見込量 (年間)

◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
介護訓練支援用具	4件	1件	4件	2件	4件	4件
自立生活支援用具	6件	6件	6件	10件	6件	6件
在宅療養等支援用具	8件	8件	8件	4件	8件	8件
情報・意思疎通支援用具	7件	12件	7件	14件	7件	10件
排泄管理支援用具	1,260件	1,160件	1,285件	1,125件	1,310件	1,150件
住宅改修費	1件	1件	1件	0件	1件	1件

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
介護訓練支援用具	3件	3件	3件
自立生活支援用具	7件	7件	7件
在宅療養等支援用具	6件	6件	6件
情報・意思疎通支援用具	10件	10件	10件
排泄管理支援用具	1,150件	1,190件	1,250件
住宅改修費	2件	2件	2件

### (5) 見込量確保のための方策

日常生活用具の新たな技術開発等の情報の収集に努めます。また、品目の見直しを行う際は、業者及び関係団体に周知します。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

### (1) 事業内容

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

### (2) 実施に関する考え方

関係団体に委託し、手話講習会（入門、基礎講座：定員 20 人）を実施します。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や修了者の実績を踏まえ、各講座の修了者数を見込みます。

### (4) 見込量（年間）

#### ◎ 第 5 期障がい福祉計画

	平成 30 年度		令和元年度（平成 31 年度）		令和 2 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
手話奉仕員養成講座	20 人	19 人	20 人	23 人	20 人	20 人

#### ◎ 第 6 期障がい福祉計画

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	計 画	計 画	計 画
手話奉仕員養成講座	20 人	20 人	20 人

### (5) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページで講習会の周知に努めます。また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

## 9 移動支援事業

### (1) 事業内容

屋外での移動が困難な障がい者等に外出時の支援を行います。

### (2) 実施に関する考え方

障がい者等の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者等に委託し、移動支援を実施します。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

#### (4) 見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利用者数	13人	10人	14人	12人	14人	11人
延利用時間	840時間	533時間	880時間	288時間	880時間	348時間
事業所数	—	8か所	—	10か所	—	7か所

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
利用者数	10人	10人	10人
延利用時間	337時間	337時間	337時間
事業所数	7か所	7か所	7か所

#### (5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

### 10 地域活動支援センター事業

#### (1) 事業内容

在宅の障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供します。

#### (2) 実施に関する考え方

障がい者の自立と社会との交流を促進するため、障がい者に対する専門的な知識・経験を有する事業者に委託し、事業を実施します。

【Ⅰ型】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、精神障害者等に対し、医療及び福祉などの関係機関との連携強化のための調整、社会適応訓練等を実施します。

【Ⅱ型】就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【Ⅲ型】就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

#### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

#### (4) 見込量

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

		平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
I型	延利用者数	3,200人	2,360人	3,200人	2,614人	3,200人	2,880人
	実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
II型	利用者数	—	65人	—	73人	—	25人
	実施箇所数	1か所	2か所	1か所	2か所	1か所	2か所
III型	利用者数	—	—	—	—	—	—
	実施箇所数	—	—	—	—	—	—

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	計画	計画
I型	利用者数	2,800人	2,800人	2,800人
	実施箇所数	4か所	4か所	4か所
II型	利用者数(市内)	25人	25人	25人
	実施箇所数(市内)	2か所	2か所	2か所
III型	利用者数(市内)	—	—	—
	実施箇所数(市内)	—	—	—

#### (5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制の維持や支援の充実のため、事業者と連携を図ります。

I型については、今後増加の見込まれる発達障害に関する相談等にも対応できるよう、必要に応じて適宜事業所数の見直しを行います。

II型・III型については、サービス内容の実情を踏まえた事業の見直しを検討します。

#### 1.1 日中一時支援事業

##### (1) 事業内容

障がい者等を介護する人が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

##### (2) 実施に関する考え方

障害福祉サービスの生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のいずれかの指定を受けている事業者に委託し、日中一時支援を実施します。

##### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

#### (4) 見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	50人	22人	50人	26人	50人	12人
事業所数	12か所	6か所	12か所	6か所	12か所	6か所

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
利用者数	20人	20人	20人
事業所数	5か所	5か所	5か所

#### (5) 見込量確保のための方策

医療的ケア児への支援等の実態を踏まえながら、必要に応じた事業内容を検討します。

### 1.2 巡回支援専門員整備事業

#### (1) 事業内容

巡回支援専門員が、保育園や幼稚園、認定こども園等を訪問し、職員や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

#### (2) 実施に関する考え方

巡回支援専門員を配置し、関係機関と連携し巡回等支援を行います。

#### (3) 見込量の考え方

子どもの発達に気がかりのある保護者等のニーズを踏まえ、巡回回数等を見込みます。

#### (4) 見込量（年間）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置人数	—	2人	—	2人	—	2人
相談者数	590人	776人	590人	630人	590人	270人
巡回回数	—	81回	—	83回	—	36回

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
配置人数	2人	2人	2人
相談者数	680人	680人	680人
巡回回数	75回	75回	75回

#### (5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携を行い、制度の周知を図ります。

### 1.3 スポーツ・レクリエーション教室開催等

#### (1) 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇の活用を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催します。

#### (2) 実施に関する考え方

##### ① スポーツ大会

障がい者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、身体障害者スポーツ大会及び知的障害者スポーツ大会を開催します。

##### ② グラウンドゴルフ教室・大会

レクリエーションを楽しむ機会の少ない障がい者に対し、交流等の機会を提供します。

#### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、参加者数を見込みます。

#### (4) 見込量（1か月当たり）

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
スポーツ大会	100人	80人	100人	80人	100人	0人
グラウンドゴルフ教室・大会	100人	77人	100人	77人	100人	0人

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
スポーツ大会	90人	90人	90人
グラウンドゴルフ教室・大会	90人	90人	90人

#### (5) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページで事業の周知を図り、障がい者の参加を促進します。

### 1.4 点字・声の広報

#### (1) 事業内容

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙の点字版と音声版を作成します。

#### (2) 実施に関する考え方

福祉に関する情報などを中心に、障がい者向けに必要な情報を抽出し、再編集して視覚障害

者などの目の不自由な人や老人ホーム等に配布します。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、作成部数を見込みます。

### (4) 見込量（1か月当たり）

#### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
点字版	28部	28部	28部	28部	28部	28部
音声版	28本	28本	28本	28本	28本	28本

#### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
点字版	28部	28部	28部
音声版	28本	28本	28本

### (5) 見込量確保のための方策

関係団体と連携しながら、必要部数の作成に努めます。

## 1.5 自動車運転免許取得・自動車改造助成

### (1) 事業内容

身体障害者等が免許を取得するために要した費用及び身体障害者等が所有する自動車をその運転に適応するように改造するために要した費用の一部を助成します。

### (2) 実施に関する考え方

自動車運転免許取得に対しては、費用の2/3（限度額：10万円）を助成します。また、自動車改造助成については、改造に要した費用（限度額：10万円）を助成します。

### (3) 見込量の考え方

これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、助成件数を見込みます。

#### (4) 見込量 (年間)

##### ◎ 第5期障がい福祉計画

	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
自動車運転免許取得	3件	4件	3件	2件	3件	2件
自動車改造	2件	5件	2件	1件	2件	2件

##### ◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
自動車運転免許取得	3件	3件	3件
自動車改造	2件	2件	2件

#### (5) 見込量確保のための方策

障がい者の自立を促進するため、関係機関と連携し取組を進めるとともに、市ホームページやリーフレット等の活用により、利用を促進します。



## 第5章 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

### 1 障がい者計画等検討委員会

障がい者計画等検討委員会における関係団体等の意見を踏まえ、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(構成メンバー) ※( )内は人数

学識経験者(障害者関係団体、医師など)(12人)、行政機関(県、市)(3人)、  
公募市民(1人)

### 2 自立支援協議会

本計画の推進に関し、関係団体等からの幅広い意見を反映させる協議を行うほか、定例会や部会における地域課題の検討を通じて、障害福祉サービス等についての関係機関との連携を深め、その提供体制の充実・確保を図ります。

(構成メンバー) ※( )内は人数

学識経験者(2人)、医療関係団体(1人)、教育・雇用関係機関(5人)、相談支援事業者(5人)、  
障害者関係団体(障害者関係団体、事業者、保健福祉関係者)(10人)、行政機関(県)(1人)

(主な機能)

- ア 中立かつ公平な相談支援事業の実施の確保に関する協議、調整
- イ 行政と地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ウ 障害者関連施設等の社会資源の改善等の推進
- エ 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び進行管理
- オ その他障害者の自立支援に関する協議 等

### 3 連携・協力

本計画の推進に当たっては、自立支援協議会等を通じて、障害者団体、医療機関、教育機関、ハローワーク等の関係機関と連携、協力し、総合的かつ効果的な実施に努めます。

## 卷末資料

## 1. 日置市障がい者計画等検討委員会委員名簿

種別	団体等名	氏名	職名
第1号委員（1名） 保健医療機関の代表	日置市医師会	山之内 梅節	会長
第2号委員（2名） 福祉関係者の代表	日置市社会福祉協議会	井上 幸一	会長
	日置市民生委員・児童委員協議会	中原 直美	会長
第3号委員（1名） 学識経験者	鹿児島国際大学	茶屋道 拓哉	准教授
第4号委員（5名） 障がい福祉施設等の代表	鹿児島県社会福祉事業団 ゆすの里	倉園 茂樹	園長
	特定非営利活動法人 樹	花木 広昭	副理事長
	社会福祉法人大潟福祉会 子どもの家療育クラブ	潟山 康博	理事長
	社会福祉法人緑風会 太陽の里	瀬戸山 豪	施設長
	社会福祉法人信成会	河野 史代	理事長
第5号委員（2名） 障がい者団体の代表	日置市身体障害者協会	國分 隆	会長
	日置市手をつなぐ育成会	花木 千鶴	会長
第6号委員（3名） 関係行政機関の代表	鹿児島県立串木野養護学校	東 みゆき	学校長
	鹿児島地域振興局 地域保健福祉課	久保下 尚	課長
	日置市立伊集院北中学校	瀧脇 広智	学校長
第7号委員（2名） その他市長が必要と 認めた者	伊集院公共職業安定所	右田 裕幸	所長
	公募委員	町田 丈朋	
合計		16名	

## 2. 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱

平成23年3月18日

告示第26号

改正 平成25年2月7日告示第12号

平成28年9月1日告示第104号

平成29年12月1日告示第102号

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市障害児福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）の策定及び変更その他必要な事項を審議する組織として、日置市障がい者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 障がい者計画等の進捗状況に関すること。
- (3) 障がい者計画等の数値目標等の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者等に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい福祉施設等の代表
- (5) 障がい者団体の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。  
(日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱（平成20年日置市告示第101号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日以後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成25年2月7日告示第12号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日告示第104号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日告示第102号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
(施行前の準備)
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による市障害児福祉計画の作成の準備は、この告示の施行前においても行うことができる。